# 額田部氏の研究畿内中小豪族の歴史

森公章

A Study of the Nukatabe Clan

はじめに

②ヤマト王権との関係 ●額田部氏とその系譜

❸律令制下の額田部氏

付 額田及び額田部氏関係史料集成 (稿

#### [論文要旨]

いう二面性を保持していたと理解されるのである。この在地豪族としての額田部氏の第郡領氏族としての活動も有する。即ち、中央下級官人と在地での郡領の地位維持とは変化していない。と同時に、額田部氏はこの図に描かれている額田部丘陵を五世紀以来の祭を試みたものである。額田部氏はての図に描かれている額田部丘陵を五世紀以来の終を担当する額田部の管理者として登場する。額田部皇女が推古天皇として即位するとともに、額田部氏も隋使の郊労など中央の職務分担に与り、飼馬の技術を生かした役割を果たしたりするが、基本的にはヤマト王権に仕え、また額田部皇女の宮の運営・資本拠とし、六世紀頃に飼馬を以てヤマト王権に仕え、また額田部皇女の宮の運営・資本拠としていない。と同時に、額田部氏は本拠地にも勢力を残し、大和国平群郡の譜は変化していない。と同時に、額田部氏は本拠地にも勢力を残し、大和国平群郡の譜を変化していない。と同時に、額田部氏は本拠地にも勢力を残し、大和国平群郡の譜のでしていて、畿内の中小豪族の歴史とその存在形態を明らかにすると思われる額田部氏について、畿内の中小豪族の歴史とその存在形態を明らかにすると思われる額田部氏の対域に対している。

と思われる。 と思われる。 と思われる。 と思われる。 と思われる。 と思われる。 と思われる。 と思われる。 となったのが、額田寺の存在とその寺領であった。 総外の郡領氏族ととっては、 寺院は精神面だけでは 経済基盤となったのが、額田寺の存在とその寺領であった。 総外の郡領氏族とは異な

の存立基盤を確保することができたのである。

の存立基盤を確保することができたのである。
の存立基盤を確保することができたのである。
の存立基盤を確保することができたのである。
の存立基盤を確保することができたのである。

#### はじめに

ことができるのではないかと思われる。 こそが、日常的な歴史の分析や地域としての畿内の特性の検討に資する 官人であった。その意味では、こうした中小豪族の動向を考察すること そうした大豪族の下にあって、日常的に細々と生きる中小豪族、中下級 下でも官人として枢要を占める豪族の動向がやはり中心的な検討材料と あるいは地方豪族が注目され、 部 官人として活躍を続ける。従来、豪族の歴史といえば、葛城・大伴・物 和国平群郡額田郷を本拠とする畿内の中小豪族であり、「額田部」の姓が 場する額田部連(『日本書紀』天武十三年十二月己卯条で宿禰)氏は、 なる。しかし、ヤマト王権以来、 示すように、部民制以来ヤマト王権と関係を有し、さらに律令制下にも (現在は国立歴史民俗博物館蔵)に 奈良県大和郡山市の額安寺に伝えられた古図 ・蘇我といった畿内の大豪族、 各々の豪族研究が行われてきた。律令制 秦氏、東・西漢氏のような渡来系氏族 日々の政務の実務運営を支えたのは 「船墓〈額田部宿禰先祖〉」として登 「額田寺伽藍並条里図」 大

寺たる額田寺の檀越としての額田部氏の様相も、この氏の豪族的あり方 あるという好条件を有している。 係を窺わせるものが見えるというように、様々な側面から検討が可能で 躍する史料があり、 するためであろう。そうした中で、額田部氏は、後述のように、ヤマト 関しては、史料の欠如という、文献史学の分析にとって大きな制約が存 王権以来の奉仕と律令制下での律令官人あるいは平群郡の郡司として活 とはいうものの、 立体的にこの氏のあり方、 本拠地付近の景観等、 近年出土した長屋王家木簡の中にも長屋王家との関 従来の研究が大豪族に傾くのは、やはり中小豪族に 古墳築造、 また「額田寺伽藍並条里図」の分析か を描くこともできると期待される。氏 氏寺造営、 所領の形成、

を考察する上では重要な材料となろう。

廷を支えた畿内中小豪族の動向を探り、 る事例とすることができればと思う次第である。 そこで、本稿では、この額田部氏の検討を通じて、ヤマト王権以来朝 また畿内郡司氏族の様相を考え

#### 0 )額田部氏とその系譜

を整理すると、次のようになる(紀は『日本書紀』、記は『古事記』、 ことにし、 る問題である。 および額田部のつく豪族をどのように理解するかという点と密接に関 額田部氏の由来、 『新撰姓氏録』) まず額田および額田部のつく豪族とその系譜が判明するもの 額田部の本義や額田部氏の職掌に関しては次章で述べる ヤマト王権との関係や額田部の本義については、額田 姓

は 天津彦根命系…額田部連(紀)、額田部湯坐連 記 姓 **「左京神別下** 

連 婎 (大和国神別)

河内国神別])、額田部

婎

[左京神別下])、

額田部河

神魂命系 明日名門命系…額田部宿禰 婎 [右京神別上])、 額田

婎 [右京神別上])、額田部 婎

部瓱

国神別

角凝魂命系 ·額田部宿禰 婎 [摂津国神別]

平群系 ::額田首 (姓〔河内国皇別〕、 紀氏家牒

伊香我色雄命系:額田臣 婎 [山城国神別]

条には に見えないが、天村雲命を『豊受太神宮禰宜補任次第』の天牟羅雲命と 命子角凝魂命之後也」とあり、 以上の中で、 「明日名門命三世孫天村雲命之後也」とあって、 角凝魂命は 額田村主(姓〔大和国神別、 『新撰姓氏録』山城国神別・税部条に 明日名門命系の右京神別上・額田部宿禰 逸文 (東漢氏)]) 明日名門命は他

ついての系譜の考察は今は保留しておきたい。 承が存した時代の反映と見ることもできると思う。したがってこの点に が全くなくなってしまうのも不審な事柄であるから、そのような始祖伝 連があることは意味のあることとなり、また記紀に額田部連の始祖伝承 氏族との関係如何を考える場合には、やはり同じ天津彦根命系に額田部 しれない。但し、額田部連と額田部湯坐連・額田部河田連といった複姓 えば、 事記』の系譜に合致させた方がよい旨が指摘されている。この見解に従 部宿禰が『新撰姓氏録』では天津彦根命系に全く見えないことなどから、 魂命系とまとめておきたい。次に天津彦根命系の額田部連については 凝魂命と天村雲命の系譜から、両者は一系統のものと考え、これらを神 になる。額田部宿禰が両系に分かれるのも不思議であるので、以上の角 同じとすれば、これも神魂命の子孫であるので、両者は同系ということ 録』とも合致し、額田部連(宿禰)は神魂命系にまとめるのがよいかも 『古事記』の系譜との比較、および宿禰賜姓に与った額田部連の子孫額田 「湯坐」を省略ないしは落としたものか、 天津彦根命系の額田部連はないことになり、その方が『新撰姓氏 あるいは編纂時の誤りで、

年出土した二条大路木簡には、 があることを窺わせるのではあるまいか。律令制下の史料であるが、 田部と記されていた可能性があるが、やはりヌカタという地名に密着し 密接な関係とは由来が異なることが予想される。額田の地名も元来は額 村主などは額田という土地と関係した命名であって、前者の額田部との のとは、 た呼称といえよう。とすると、額田部+カバネの一群と額田+カバネの 群については、額田部氏に関する考察において、自ずと区別する必要 さて、上掲の整理を通覧すると、額田部+カバネと額田+カバネのも 各々系譜を異にすることに気付く。後者についていえば、 額田 近

· 一門 下川合 高 白髮部 右六人常食給申額田部額田 甜田

八月廿一日

(三天八)・三一・三 <u>〇</u>九

> 四―一三のように略す)、額田部と額田は明確に区別されている などとあり(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四 -一三頁。以下、 城二

のは、 以上の点から、額田・額田部を冠する豪族で、 次のように整理することができよう。 畿内に居住していたも

Ⅰ額田部+カバネ

神魂命系 …額田部宿禰 (平安京、 摂津)、 額田部瓱玉 (平安京)

額田部(摂津)

天津彦根命系…額田部連、額田部湯坐連 (平安京)、額田部河田連 (大和) (平安京、 河内)、 額田

Ⅱ額田+カバネ

平群系 伊香我色雄命系…額田臣

·額田首

(河内)

·額田村主(大和 (山城)

等の検討を行い、額田部氏の研究の基礎作業としたい。まず史料の少な いう順序をとる。 いⅡ系統のものから考察を始め、 した可能性があり、元来山城国に居住していたものではないと考えるの で、その本貫地の考究も必要である。 そこで、以下では個々の系のものについて、その系譜や氏人、居住地 平安京居住の額田部関係の氏については、平安時代になって本貫を移 本題たるI系統の額田部氏の究明へと

#### 1 額田+カバネ

の三氏について検討を加える。 Ⅱ系統に属するのは、 額田首、 額田臣、 額田村主であり、ここではこ

### (1) 平群系額田首

平群系額田首の系譜を示す史料としては、次のものがある。

# 『新撰姓氏録』河内国皇別·額田首条

b b 『紀氏家牒』 早良臣同祖、 平群木兎宿禰之後也。 不量 父氏、 負 母氏額田

平群真鳥大臣弟、 (母氏ヵ) 姓額田首 額田早良宿禰家二平群県額田里、 不量 父氏、 負

田町に比定され、 される。 は河内国を本貫とするものであり、 髄彦に遮られて進入できなかったという。 東大阪市日下町の山麓地帯から草香山の北部を越える坂路に比定)で長 のため断念し、 駒山は神武東征説話にも登場する(『書紀』神武即位前紀戊午年四月甲辰 名の由来が示されている。生駒は平群郡の郷名としては見えないが、 ヤマト王権に馬を貢上して馬工連賜姓に与ったとの話が見え、生駒の地 田首の祖額田早良宿禰の子額田駒宿禰は平群県に存した馬牧を管理し、 駒 駒 あった「平群県額田里」は大和国平群郡額田郷を指すものと思われる。 姓により額田首を名乗ったとするものであり、 山西麓の一帯には馬牧に適した土地が存したと考えられる。aの額田首 『紀氏家牒』には「額田早良宿禰男、 『書紀』継体二十四年九月条には河内母樹馬飼首御狩が見えるので、生駒 大樹に隠れて難を免れた人がいたので、この地を母木邑と称したとあり に飼馬に従事する人々が生活していたことが窺われるのである 養」之、 **文**云、 神武の一行は龍田越えで河内から大和に入ろうとしたが、道路狭嶮 母木邑は東大阪市豊浦町 献、天皇。勅賜、姓馬工連、 額田駒宿禰男、□ 膽駒山越えで大和に入ろうとしたところ、 額田首が本拠とする生駒山西麓の河内郡には馬牧の存 □馬工御樴連。〉」と記されており、 (河内郡豊浦郷の地)、 河内国河内郡額田郷が本拠地と推定 額田駒宿禰、 令」掌」飼。 本来平群氏の血筋の者が、 ちなみに、 bの額田早良宿禰の家が 故号,其養駒之処 平群県在「馬牧、 孔舎衛坂の戦の際 額田郷は同市額 孔舎衛坂 b の額 Ē 択 母氏 現 生. 生 駿

は

馬牧を管理していた平群氏の一族の者が、大和と河内を結ぶ街道たる牛 平群氏に関しても「官馬」飼養に与っていたことを窺わせる記事が存す 想定可能であり、 駒山を挟んで、西麓の馬牧付近に居住する氏族と通婚することは充分に 山東麓にも馬牧に適した土地があったと考えられる。この生駒山東麓 索官馬。大臣戲言陽進曰、 拠とする額田首、父系では平群氏につながる。『書紀』武烈即位前紀には 反映されていると理解したい。 る。先掲の『紀氏家牒』にも平群県の馬牧の存在が記されており、 由、是太子欲、往 |期処、遺||近侍舎人、就||平群大臣宅、奉||太子命 a.bの系譜にもこのような生駒山の東・西の交流が 官馬為」誰飼養、 隨」命而已。久之不」進。」と、 求

右馬寮馬甘造戸二四〇戸・馬甘二六〇戸が見え、 寮条集解古記所引官員令別記には、左馬寮飼造二三六戸・馬甘三〇二戸 皇に直属する一部署として重視されていたことが知られる。職員令左馬 「倭・河内馬飼部造」が誄を行ったとあり、 ちなみに、『書紀』朱鳥元年九月丙寅条の天武天皇の殯宮儀礼の中では 馬牧管理に従事する者が、 延喜左右馬寮式の飼 天

左馬寮…山城国六烟 尾張国九烟 大和国四 □烟 ·河内国 ○八烟・ 美濃国 园烟

右馬寮: ·右京職三烟· 津国一六烟・美濃国三 山城国 |五烟 大和国四九烟 河 内国 Ŧi. 烟 摂

統が保持されていることが窺われる。 別記においても同様の状況であったと推定され、 とある。この中では大和および摂津を含めた旧河内地域が卓絶しており 大和・河内の馬飼の伝

朔条)などの事例があり、 羅使の引導・馬丁 (天武八年十一月已亥条)、 倭馬飼部造に関しては、 (『書紀) 上宮王家討滅軍の将軍 外交・軍事面での活動が知られる。 特に地名を冠した例はない。 允恭四十二年十一月条)、 (皇極二年十一月丙子 遺多禰島使の大使 その活躍には新 一方、 河

さて、話を平群系額田首に戻すと、この氏は母系は河内郡額田郷を本

馬の飼養とも関係が深かったのではないかと考えてみたい。 の官馬飼養伝承や平群系の馬工連の存在と合せて、 なお、『書紀』仁賢六年是歳条には高句麗から来た工匠須流枳・奴流枳 額田早良宿禰から馬工連氏が出ているのは故あることであったのである。 は の馬牧の伝承は平群郡の地に多く、あるいは生駒山東麓の馬牧を管理し そうした地名を冠する例がないので、その本拠地は不明であるが、 の総称が河内馬飼部造ではなかったかと考えた。倭馬飼部造に関しては、 軍事面での活動や工匠としての才など、多様な形態をとる。また畿外の 使を脅迫した)などがあり、馬の飼養・従駕だけでなく、やはり外交・ 年是歳条。この修治者は「遺」問二西方無」礼使者之所」停宿処也」と新羅 野の傔人(継体二十三年四月・九月条)、穴門館修治の工匠 理する氏族の総称であった可能性が考えられる。その活躍事例としては、 た者こそ、倭馬飼部造ではなかったかと推定される。とすると、 有力者たる即位以前の継体と旧知であった河内馬飼首荒籠の存在が知ら 淡路島での狩猟従駕(履中五年九月壬寅条)の他、任那に渡った近江毛 内馬飼首御狩」と記されており、河内馬飼部造は生駒山西麓の馬牧を管 二十四年九月条の「河内母樹馬飼首御狩」は同二十三年四月条には 生駒山西麓の地 に河内郡内に比定され、沙羅々・菟野はいずれも讃良郡であり、以上は 郡馬甘里」)、菟野馬飼造(『書紀』欽明二十三年七月条「更荒郡鸕 鷀野 造 内馬飼部造は、次のような地名を冠する例がある。河内 (継体元年正月丙寅条)、幅広い通交圏を持っていたことも窺われる。 倭・河内馬飼部造と密接な関係を有した地に居住しており、平群氏 それらはいずれも生駒山西麓の地であり、こうしたいくつかの馬飼 河内母樹馬飼首、沙羅々馬飼造(『日本霊異記』中巻四一話に 5上、河内馬飼部造については、いくつかの地名を冠する馬飼がいる 河内は河内郡河内郷を指すとも理解されるが、 (現東大阪市・寝屋川市)に属する。また『書紀』 地縁・血縁の双方で 母樹は先述のよう (川内) (欽明) 額田首の祖 額田首 馬飼部 大和 士 「更荒 継体 河

推測される。知られ、生駒山東麓の馬牧の存在と大いに関係があったのではないかと知られ、生駒山東麓の馬牧の存在と大いに関係があったのではないかとに関する話であるが、乗馬とも関連する皮革製品の技術者がいたことがは「今倭国山辺郡額田邑熟皮高麗」の先祖であるとあり、これは大和国

ことを物語る。木簡史料に見える額田氏については後述するが、 国司として活躍する者もいたようである。 田首が河内国河内郡額田郷を本拠として、律令官人として出仕していた 移貫した式部位子額田首 呰人(『続後紀』承和十三年九月辛亥条) 年三月二十二日尾張国符案(『平安遺文』九七号)には大目額田首が見え ったのかもしれない。その他、 経など開明的な分野に優れた人材を出したことが窺われる。あるいは多 下→従五下)、千足は明経第二博士(養老五年正月甲戌条)と、 は遺新羅副使(『続紀』大宝三年十月癸未条。和銅五年正月戊子条で正六 ら見て、 まず八世紀初の人足、千足が掲げられる。この二人は名前、 なると思われ、後に再度言及することにしたい。額田首の氏人としては たる額田部氏のあり方やその本拠地の歴史的性格を考える際にも重要に 馬飼部造との関係、この地における馬飼の伝承に触れた。この点は本題 飼養とも深いつながりを有した氏族ではないかと考え、合せて倭・河内 方面にわたる活躍を有する馬飼の伝統が存する地の出身という背景があ 以上、 父子、兄弟などの近親者ではなかったかと考えられるが、人足 平群系額田首については、 河内国河内郡から平安京左京五条三坊に 生駒山東・西麓に存した馬牧での馬 活躍年代 嘉祥 は、 眀 額

## (2) 伊香我色雄命系額田臣

の二つの系統に区分して考える本稿の立場からは従い得ない。 いう対高句麗外交の拠点建設と関連づけて、大和国平群郡額田郷を本拠いう対高句麗外交の拠点建設と関連づけて、大和国平群郡額田郷を本拠族と見ることが可能であろう。なお、『書紀』欽明三十一年条の相楽館と族と見ることが可能であろう。なお、『書紀』欽明三十一年条の相楽館とは石清水八幡宮護国寺宮寺の所領として山城国相楽郡に額田村が見えるは石清水八幡宮護国寺宮寺の所領として山城国相楽郡に額田村が見える

連性は薄いと見たい。こと以外には不明である。カバネも臣であり、本題たる額田部連との関考えられる額田臣に関しては、額田の地に拠った物部系の豪族であった山城国相楽郡額田村(現京都府精華町大字北稲八間)を本拠としたと

### (3) 諸蕃系額田村主

村主氏出身の可能性が高いのではないかと思われる。 の者が多かったという一般的傾向と、 田寺に比定する説(『聖徳太子伝私記』下)から、道慈は額田寺建立に関 の額田氏を額田村主に比定できるのではないかと言われる。 の管掌者であったとの見解が示されており、 辺郡額田邑」の地名に基づいた姓氏呼称であり、 東漢氏系と考えることができる。先述の『書紀』仁賢六年是歳条の 東漢氏の祖阿知使主とともに渡来した人々の中に額田村主があるので、 宝度の遺唐使に従って入唐留学しており、当時の留学生には渡来系氏族 わったと見る意見もあるが、この比定には問題があるとされる。彼は大 天平十六年十月辛卯条道慈卒伝に見える「法師俗姓額田氏、 呉国人天国古」也」と見えるが、『新撰姓氏録』逸文を含む坂上系図に、 額田村主の系譜は、『新撰姓氏録』大和国諸蕃・額田村主条に 「額田」氏の名称からすると、 氏人の事例はないが、 この地に置かれた漢人 添下郡人也 熊凝寺を額 出 『続紀』 額田 山 自

とを見た。「山辺郡額田邑」を含む額田の地の広がりについては後述する(以上、額田村主は「山辺郡額田邑」を本拠とした渡来系氏族であるこ

村主ヵ)出身の道慈もその族的関係で額田寺に関与したという事態は想術者が額田部連氏の配下にあった可能性があり、添下郡の額田氏(額田地という点を付け加えることができよう。後述のように、これら皮革技術という点を付け加えることができよう。後述のように、これら皮革技術に優れた人々(職員令大蔵省条集解所が、とすると、額田郷の地の特色として、額田村主、あるいは仁賢紀のが、とすると、額田郷の地の特色として、額田村主、あるいは仁賢紀の

#### (4) 額田国造

定できるかもしれない。

討の最後に、この額田国造に触れておきたい。は言及しなかったが、これも額田+カバネの氏であるので、Ⅱ系統の検る。以下に説明するように、畿外に存したものであるため、系譜整理で先の系譜整理では取り上げなかったが、Ⅱの例として額田国造姓があ

る 説[7 姓されたものと推定される。 下昇叙に与った時には額田宿禰と記されているので、この間に宿禰を賜 五日の公定の律令注釈書編纂を求める誓願までは額田国造姓として現れ の誤りとされるので、この今足が唯 国境付近の地名の存在とに依拠した立論で、その蓋然性は高いと考える。 これは『国造本紀』の配列と、美濃国池田郡額田郷という近江と美濃の の坂田郡付近とする説もあるが、(8) その本拠地については、郡名に唯一額田を冠している参河国額田郡とす 志賀高穴穂朝御世、和邇臣祖彦訓服命孫大直侶宇命定…賜国造。」と見える。 **ネおり、『三代実録』貞観四年八月是月条の** この額田国造の氏人としては、九世紀前半の著名な明法家額田国造今足 額田国造は、『国造本紀』の淡海国造と三野前国造の間に、 (額田関係の地名は後掲の表1参照)、地名はないが、近江国東端部 同六年正月戊子条(『類聚国史』 美濃国池田郡額田郷説が有力であろう。ঞ 一の例となる。彼は天長三年十月十一 巻九九)で外従五位下から従五位 「明法博士額田今人」も今足 「額田国造

ネとは大きく相違し、額田部の方は全国的に分布しており 統の諸氏とは性格を異にする氏であったことが予想される。 を窺わせる一例となろう。この点は次に検討するI系統の額田部+カバ あるので、やはり額田氏は本拠地以外には勢威を持っていなかったこと 略形とも考えられる。また額田氏ととるにしても、足羽郡には額田郷が (『大日本古文書』五―五四四〜五四五)に野田郷戸主と見える額田国依が 額田氏としては、額田国造以外に、神護二年九月日越前国足羽郡司解 での関連する氏人を見出すことができないという特色を有する。畿外の この点はⅠ系統の額田部氏について考える際に、 郡額田郷や はいずれもそれぞれの額田の地を本拠とした豪族であった。大和国平群 ところで、Ⅱ系統の額田氏は、当該地のみに勢力を持ち、 以上でⅡ系統の額田+カバネの諸氏についての検討を終える。これら 越前国には額田部の分布があり(表1)、これは「額田部」の省 「山辺郡額田邑」についてはその地域的特色にも言及したが 改めて取り上げたい。 (表1)、Ⅱ系 本拠地以外

## 2 額田部+カバネ

額田部がいたのか、 ていよう。そこで、二つの系にとらわれることなく、以下では額田部連 は問題が存するが、二つの所伝があるということは、二系統の額田部連、 になる。 である。これらのうち、額田部宿禰は『書紀』天武十三年十二月己卯条 たがって両系には額田部連 で額田部連が賜姓されたものであるから、元来は額田部連であった。 天津彦根命系の額田部連、 かといったいくつかの可能性を考慮しておく必要があることを示唆し I系統に属するのは、神魂命系の額田部宿禰、 本章の冒頭で触れたように、天津彦根命系の額田部連の系譜に 額田部は各々一括して説明し、二系統の氏を考え得るか否か あるいはどちらかの系譜が何らかの目的で作られた 額田部湯坐連、 (宿禰)と額田部が分かれて属していること 額田部河田連、 額田部瓱玉、 額田部の諸氏 額田! 部

そうした点にも留意して、検討を加えることにしたい

### )額田部連(宿禰)

額田部連(宿禰)の系譜を示すのは、次の四つの史料である。

- 『書紀』神代上宝鏡開始段第三の一書
- 次天津彦根命、此茨城国造・額田部連等遠祖也。(下
- 『新撰姓氏録』右京神別上・額田部宿禰条
- 明日名門命三世孫天村雲命之後也。
- 『新撰姓氏録』山城国神別・額田部宿禰条

 $\mathbf{c}$ 

- 明日名門命六世孫天由久富命之後也。
- 『新撰姓氏録』摂津国神別・額田部宿禰条

同神(角凝魂命ヵ)男五十狭経魂命之後也

d

部宿禰 部宿禰が平安京に本拠を移してからも、 れる。 いても大和国平群郡額田郷が額田部連 の成立とされる「額田寺伽藍並条里図」の存在から見て、奈良時代にお そ額田部連の本拠と考えられるが、 ると言えよう。また「はじめに」で触れたように、 えており、 しか例がなく(額田部河田連の宿禰呼称例については後述)、 に額田部宿禰の先祖の墳墓の所在が見えるので、 が存したことになるが、aは『書紀』であり、 となる。したがって額田部連には天津彦根命系と神魂命系の二つの系譜 『新撰姓氏録』が一致して神魂命系とするのと、対照的な様相を呈してい これらのうち、b~dは本章冒頭で整理したように、神魂命系の系譜 後述のように、 (連) が見えないのも不審である。宿禰姓の額田部氏は額田部連 『新撰姓氏録』に窺えるように、律令官人として活躍する額田 十世紀の史料にも平群郡司として額田部姓者が見 『新撰姓氏録』では大和国に全く額田 (宿禰) 依然平群郡額田郷に留まる者が の本拠地であったと思わ 九世紀初の成立である 大和国平群郡額田郷こ 「額田寺伽藍並条里図 宝字年間頃

いたのである。

が記されていない理由として、以上のような憶説を呈してみたい として顧慮されなかったという事態も想定される。大和国に額田部宿禰 めなかった可能性もあり、また額田部宿禰は平安京に本貫を移したもの ではなかった。郡司・土豪として大和国に残った額田部宿禰は系譜を進 而不、究」とあり、畿内一一八二氏の中にすべての氏が網羅されていた訳 『新撰姓氏録』序文には、「唯京畿未進并諸国且進等類、一時難」尽、 闕

ついては次章以下で詳述することにし、ここでは省略する う考えるかという見解とも関わっており、ここでは結論をさらに保留し、 したいと考える。この問題は額田部湯坐連や額田部河田連との関係をど 九世紀の平安京移貫時に神魂命系の系譜に変更したという可能性も勘案 ある。本章冒頭で述べたように、aの『書紀』の系譜も捨て難く、また 次に問題なのは、天津彦根命系と神魂命系という二つの系譜の存在で 「氏の検討に進みたいと思う。 なお、 額田部連 (宿禰) 氏の氏人に

### (2) 額田部湯坐連

掲げられる。 額田部湯坐連から取り上げる。 次に複姓の額田部として、 額田部湯坐連と額田部河田連があり、 その系譜を示すものとして、 次の史料が まず

## a『古事記』天安河の誓約段

高市県主・蒲生稲寸・三枝部造等之祖也。〉(下略 直・山代国造・馬来田国造・道尻岐閇国造・周芳国造・倭淹知造 次天津日子根命者〈凡川内国造・額田部湯坐連・茨木国造・倭田中

## b 『新撰姓氏録』左京神別下・額田部湯坐連条

平。隼人、復奏之日、 天津彦根命子明立天御影命之後也。 姓額田部 献。御馬一匹 額有一町形廻毛。天皇嘉」之、賜 允恭天皇御世、 被 遣 薩摩国

# 『新撰姓氏録』河内国神別・額田部湯坐連条

# 天津彦根命五世孫乎田部連之後也

される。 智造、高市連、凡河内忌寸なども同祖とあるので、a以来一貫性のある 額田部湯坐連も河内国河内郡額田郷を本拠地としたのではないかと推定 の西麓は馬牧の地としての立地条件を備えていたようであるから、この るので、そちらに譲るが、先に平群系額田首の項で見たように、生駒山 能性が高いと考える。bの貢馬伝承は次の額田部河田連と合せて検討す と河内国が掲げられているが、平安京への移貫を想定して、 系譜が存したことがわかる。その本拠地に関しては、 系譜は天津彦根命系で一致しており、『新撰姓氏録』では三枝部連、 b・c には平安京 河内国の可 奄

例は多数あるので、額田部湯坐連の氏名の由来を以上のように推定する 検討したい。 と、額田部連や額田部の職掌を考える上で興味深いが、この点は次章で に皇子女の養育という職掌を有したと考えられる。職掌に基づく複姓 また 「湯坐」を冠することからは、この氏は額田部連のうちでも、

特

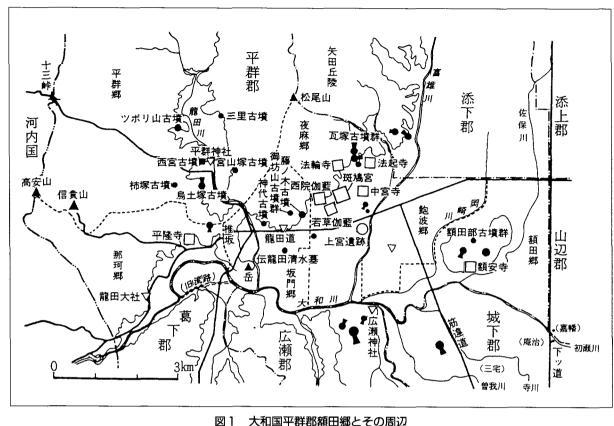
はなく、 従五位下に叙された長吉などの例があり、中下級の律令官人として活躍 れた額田部湯坐連息長、 のつながりが知られる。 の謀反に坐して殺戮された者として、額田部湯坐連某が見え、 する者が続いたことが窺われる 次に氏人としては、『書紀』大化五年三月甲戌条の蘇我倉山田石川麻呂 『続紀』勝宝六年閏十月庚戌条で外従五位下から従五位下に叙さ 『続後紀』承和七年正月甲申条で正六位上から外 ただ、この事件で額田部湯坐連が断絶したので 蘇我氏と

### (3) 額田部河田連

額田部河田連の系譜に関わるのは、 次の史料である

# 『新撰姓氏録』大和国神別・額田部河田連条

同神(天津彦根命)三世孫意富伊我都命之後也。 允恭天皇御世、 献 額



大和国平群郡額田郷とその周辺 (辰巳和弘『地域王権の古代学』 〈白水社、1994年〉106頁図18に加筆)

田馬。天皇勅、 『続紀』天平宝字二年七月己丑条 此馬額如。田町。 仍賜 姓額田部連 也

並外従五位下。

b

われる。 は、 邑と称し、その後 地をこの地域に想定する傍証となろう。したがって嘉幡の地名について 智造の本拠地はやはり庵治の地に比定されるから、 ないかという見解が呈されており、この見方を支持すれば、複姓の額田する額田邑の熟皮高麗などの工匠を配下に置いたことから来る名称では 手工業者が集住する場所であったと考えられ、皮革関係の技術者を統括 県の地名』平凡社、一九八一年)、「河田」に関連する地名が存する 部連はいずれも職掌に基づく呼称ということになる。但し、 した額田部河田連が本拠地とするのに相応しい土地ではなかったかと思 したとある菴知村に比定される庵治の地名があり、この地域はこうした 河田連については、 連と同族で、天津彦根命系の系譜を持つことを示している。この額田 う三枝部連に続いて掲げられたものであり、額田部河田連が額田部湯坐 1参照)。この嘉幡の南には『日本霊異記』中巻第三三話に鏡作造が居住 「山辺郡額田邑」は現在の天理市嘉幡町 当初皮革関係の技術者を統括する額田部河田連が居住したので額田 田連也。 は 正六位上額田部宿禰三當 なお、 「額田部湯坐連同祖、 是日、 『新撰姓氏録』 「河田」の方が地名として残ったと理解したい。 「河田」は「皮工(かわた)」の意で、 以 額田部宿禰姓、 天津彦根命十四世孫達己呂命之後也」 大和国神別に額田部河田連と同祖とある奄 (中略) 便書」位記:賜」之。 (旧嘉幡村)に比定され 額田部河田連の本拠 三當本姓額田部川 仁賢紀に登場 仁賢紀の **図** 

は、 で先に奈良時代以降も平群郡額田郷を本拠としたと考えた額田部連 本拠地平群郡額田郷とはやや離れたところにあったと考えられる。 ところで、『新撰姓氏録』では額田部氏のうち大和国に記されているの との関係や系譜が問題となる。 この額田部河田連だけであるが、 bの額田部河田連三當の宿禰所称の その本拠地は額田部連 (宿禰) Ø

の額田部氏について考察する際に論究することにしたい。 即ち額田部連一族の支配領域はいかほどのものであったという点を考慮 律令制下の平群郡額田郷成立以前の額田の地の広がりは如何であったか 地を律令制下の平群郡よりも広い範囲で考えることができるとすれば、 という立場を強調しておきたい。なお、このように額田部連一族の居住 平群郡額田郷を本拠とする額田部連(宿禰)とは一応区別すべきである 額田部河田連はあくまでも「山辺郡額田邑」を本拠としたのであって 天津彦根命系の額田部連 便宜的とはいえ、 額田部河田連を本姓とする額田部宿禰が成立したとは考え難い。むしろ ようとする意見が呈されている。 彦根命系と神魂命系の二系統の額田部連 田部連の系譜のうち、 天武十三年条で宿禰賜姓に与ったのは別系統の額田部連、 禰先祖〉」の注記をこの額田部河田連の手によるものと見なし、 時期と「額田寺伽藍並条里図」の成立時期の近接から、 しておく必要があると思われる。この点については後に在地豪族として ようである。また『新撰姓氏録』には同系の額田部宿禰の記載はなく な賜姓を被ってのことではなく、「便書」位記 」」と便宜的なものであった と同族であると認識されていたためであって、奈良時代における 宿禰所称が認められたのは、 dの摂津国所在のものであったと理解して、 (宿禰)の存在を推定させるのではあるまい しかし、三當の額田部宿禰所称は正式 (宿禰)の存在の問題を解決し 額田部河田連が額田部連 「船墓 即ち前掲の額 〈額田部宿 『書紀』

斐連、 上・中臣志斐連、 撰姓氏録 額田部湯坐連の来由を示すものではないことに注意したい。 の由来は、 れる馬の貢上に与っていたことを物語る。ただ、その伝承に基づく氏名 ちなみに、aや額田部湯坐連の項のbは、 右京皇別上・巨勢楲田朝臣、 を繙くと、 額田部連の来歴を説明するものではあるが、 左京神別下・竹田川辺連、 複姓氏族の場合、 摂津国皇別・韓矢田部連、 左京皇別上・膳大伴部、 額田部氏が額田の馬と呼ば 河内国神別・襷多治比宿禰 額田部河田連や 試みに 左京神別 阿倍志 新

> 代後半以降も五位に達した者がいるが、後述のように、 が額田部連の来歴にしかなっていないということは、 ものではないという条件はあるが、 湯母竹田連くらいである。 の伝承を継受したとも想定される。 田部宿禰所称の事例から、 が神魂命系の系譜を称する中で、 せるものと見なしたい。 有した同族、 など、いずれも複姓部分の由来が説明されており、 にはその事例がない。あるいは先に憶測したように、 即ち天津彦根命系の額田部連 なお、額田部河田連や額田部湯坐連には奈良時 勿論、現存の『新撰姓氏録』は原型を伝えた 河田 ・湯坐の人々が額田部連 律令官人としての地位やもの三當の額 額田部河田連、 (宿禰) が存したことを窺 例外は左京神別下 額田部湯坐連の由来 そのような所伝を 額田部連 額田部連 (宿禰) の本来 (宿禰) (宿禰)

ずれもが額田の馬貢上に与ったとの伝承を有することは、 麓の馬牧の立地と合せて、 の額田部河田連、 次章で改めて検討することにしたい 皇子女養育にあたる湯坐の存在も重要である。これらの点については 大和国平群郡額田郷を本拠地とする額田部連(宿禰)、「山辺郡額田邑 このような系譜解釈もできるのではないかということで、私見を述べた 以上、 額田部湯坐連・額田部河田連と同族であったという立場に立つと 額田部連 河内国河内郡額田郷に拠った額田部湯坐連の存在、 (宿禰) 額田部氏の活動を考える上で興味深く、 が大和国平群郡額田郷を本拠とするものであ 生駒山東・ 西

### (4) 額田部題玉

ず、颫玉を称する例も『続紀』勝宝二年七月甲辰条に摂津国の颫玉大魚魂命系とされる額田部瓱玉氏の存在が知られる。この氏の氏人は見え門命十一世孫御支宿禰之後也」とあり、額田部連(宿禰)の同族で、神『新撰姓氏録』右京神別上・額田部瓱玉条に「額田部宿禰同祖、明日名

売があるくらいで、本拠地・職掌ともに不明である。

を考える一つの材料を付加することができよう。であるとする指摘があり、これに従うならば、額田部連(宿禰)の職掌製作・貢進に従事した瓱玉(部)の伴造氏族であったことに基づく命名神名帳伊豆国那賀郡瓱玉命神社があり、額田部氏の一族のうち、瓱玉の瓱玉の用例としては、出雲国造神賀詞の中の「倭大物主櫛瓱玉命」や

#### (5) 額田部

最後に額田部について整理する。その系譜は次の通りである。

: 『新撰姓氏録』左京神別下・額田部条

同命(明立天影命)孫意富伊我都命之後也

額田部宿禰同祖、明日名門命之後也。『新撰姓氏録』摂津国神別・額田部条

b

様に神魂命系が後出したことを示すものではあるまいか 神魂命系を称した可能性については先に触れたが、神魂命系を称するの 額田部連とともにあったということができる。額田部連(宿禰)が後に にも正しく天津彦根命系の系譜が存在したことを物語るものであり、 る人々である。とすると、 は額田部瓱玉、 京神別上・額田部宿禰、そして、摂津国神別・額田部宿禰と、額田部は った部民と見なされ、『新撰姓氏録』でも左京神別下・額田部湯坐連、 也」、三枝部連条「額田部湯坐連同祖」、奄智造条「額田部湯坐連同祖 とになる。その名称から考えて、額田部は額田部連 したがって額田部にも天津彦根命系と神魂命系の二つの系譜が存するこ a にも見える意富伊我都命と世系が合わないので、上記のように解される。 ③ に続く記載であり、 これらのうち、a は額田部湯坐連条「天津彦根命子明立天御影命之後 額田部と、いずれも額田部連の配下にあったと考えられ 「同命」を天津彦根命とすると、額田部河田連の項の 額田部に二つの系譜が存するのは、 (宿禰)の配下にあ 額田部連 同 右

ると思われる。ことは額田部の由来や額田部連の職掌などを考える上で大きな論点とな1)。先に指摘したように、畿外に広く分布するのは額田部であり、この1)なお、ここで額田、額田部関係の地名や人名の分布を掲げておく(表

部氏の由来やヤマト王権との関係についての考察に進みたい。額田窺う際に注意すべき事柄となろう。以上のような予察を以て、次に額田る。また畿外に広く分布する額田部の存在は、額田部氏の由来・職掌をる。また畿外に広く分布する額田部などが額田部氏について考察する材料とない、額田・区別すべきであり、額田部連(宿禰)、額田部湯坐連、額田部以上、額田、額田部関係の氏族とその系譜を概観した。額田と額田部以上、額田、額田部関係の氏族とその系譜を概観した。額田と額田部

## ❷ヤマト王権との関係

額田部連(宿禰)を始めとするⅠ系統の額田部+カバネの諸氏の由来を職当を考えるに際して、Ⅱ系統の額田+カバネの諸氏、即ち額田の地はⅠ・Ⅱ系統の混同から来るものであり、額田の土地の様子を知るにははⅠ・Ⅱ系統の混同から来るものであり、額田の土地の様子を知るにははⅠ・Ⅱ系統の混同から来るものであり、額田の土地の様子を知るにははⅠ・Ⅱ系統の混同から来るものであり、額田の土地の様子を知るにはで、まず額田部の本義如何から、額田部氏のあり方についての考察に入で、まず額田部の本義如何から、額田部氏のあり方についての考察に入って行きたい。

### 1 額田部の本義

れていることもあって、既に数多くの論考が存する。まず額田部、額田額田部および額田部氏に関する研究は、これらの氏が比較的史料に恵ま

山城国

愛宕郡額田里\*〔平1801〕

相楽郡額田村〔平1083〕;額田臣〔姓氏録〕

平安京

左京;額田部湯坐連〔姓氏録〕

額田部〔姓氏録〕

右京;額田部宿禰〔姓氏録〕

?;額田部宿禰〔姓氏録〕

大和国

添下郡;額田氏〔天平16·10·辛卯条道慈卒伝〕

平群郡額田郷;

額田部連(宿禰)…久等々、伊勢、某、比羅夫、甥(法頭)、

茂業(大領)、君麻呂(筑前国史生〔大14

-270])

額田部河田連〔姓氏録〕…三當

額田部〔姓氏録〕

額田村主〔姓氏録〕

山辺郡額田邑

山辺南郷;額田豊連〔平4581〕

河内国

高安郡三条額田\*〔平4904〕

河内郡額田郷;

額田部湯坐連〔姓氏録〕…某、息長、長吉

額田首〔姓氏録〕…人足(遣新羅副使)、千足(明法第二博士)、

某(尾張大目〔平97〕)

額田早良首〔紀氏家牒〕

額田真人国麻呂(陰陽寮史生〔平4550〕)

摂津国

?;額田部宿禰〔姓氏録〕

額田部〔姓氏録〕

伊勢国

桑名郡額田郷;額田神社

朝明郡額田郷

尾張国

海部郡;額田部(主帳〔大1-613〕)

参河国

額田郡額田郷

武蔵国

?;額田部槻本首

安房国

朝夷郡健田郷;額田部小君(戸主〔平城338·339号〕)

上級国

周准郡額田郷;額田部千万呂(戸主〔調(細布)墨書銘〕)

?;額田(検田使書生大判官代〔平2440〕)

常陸国

?;額田部…小龍(仕丁〔大14-283〕)

近江国

浅井郡;額田氏〔天台座主記第17世喜慶〕

美濃国

池田郡額田郷;額田国造

春日郷;額田部刀良売・枚夫売・支奴売〔大-9・15・22/

戸籍〕

本巣郡栗田郷;額田部忍勝・小比知・姉売・佐々売・大海売・

赤売・意止売・麻墨売〔大1-29/戸籍〕

各務郡那珂郷;額田部在間「大1-48/戸籍〕

上野国

甘楽郡額田(部)郷

緑野郡小野郷;額田部君馬稲(戸主 [調布墨書銘])

若狭国

?;額田部方見(戸主)・羊〔平城1953号〕

越前国

今立郡中山郷;額田部□□手〔城21-34·25-30〕

足羽郡額田郷

野田郷;額田国依(戸主〔大5-545〕)

加賀国

江沼郡額田郷

石川郡井手郷;額田部老麻呂(戸主)・真山〔城22-34〕

出雲国

意宇郡;額田部臣 [岡田山一号墳出土大刀銘]

秋鹿郡;額田首真咋(郡散事ヵ〔大1-603〕)

出雲郡漆沼郷深江里;額田部伊毛女〔大2-206〕

杵築郷 ;額田部依馬(戸主)・手嶋売〔大2-224〕

因佐里;額田部堅石(戸主)·忍尾[大2-221]

大原郡 ;額田部臣押嶋・伊去美(少領)

屋裏郷賀太里;額田部宇麻(戸主)・羊〔大1-589〕

石見国

美濃郡;額田部蘇提売(節婦)

隱岐国

智夫郡大井郷;額田部小足(城16-7)

宇良郷;額田部小牛(城24-38)

播磨国

美囊郡横川郷;額田部真嶋(戸主)・広浜(仕丁)〔大15-257〕

?;額田部武末〔平金451~453号/兵庫県一乗寺丸瓦銘〕

備前国

?;額田弘則(健児〔本朝世紀〕)

備中国

哲多郡額田(部)郷;額田部虫〔平城3295号〕

備後国

三谿郡額田郷

周防国

玖珂郡玖珂郷;額田部牧刀自〔平199/戸籍〕

長門国

豊浦郡額田郷;額田部直…広麻呂(擬大領→少領)、塞守(豊浦

団毅→大領)

讃岐国

大内郡入野郷;額田部並山・並雄・安継・村主・山道女・豊

女・吉女・乙町女・歩丸・藤雄・茂丸・筆・田

永・元永・虫永・安女〔平437号/戸籍〕

大宰府;額田(検郭使〔平365〕)

筑前国

志麻郡川辺郷;額田部乎太売・伊麻・赤売・泥志売・赤売・阿

久多売〔大1-101·109·118·122·137·140/戸籍〕

早良郡額田郷・額田駅

豊後国

?;額田部直多流美売・阿流加売〔大1-216·217/戸籍〕

肥後国

宇土郡大宅郷;額田部君得万呂(戸主)・真嶋〔大25-145〕

\*出典の略称;平城=平城宮木簡、城=平城宮発掘調査出土木簡概報の冊数・頁数、大=大日本古文書の巻数・頁数、平=平安遺文の号数、平金=平安遺文金石文編の号数

ようになる。(2)の一般では、一般では、一般である。)のでは関する語義如何から、額田部の本義をめぐる諸説を整理すると、次のに関する語義如何から、額田部の本義をめぐる諸説を整理すると、次の

- 紀』神代上宝鏡開始章第二の一書に鏡作部の遠祖とある)と同(イ)額田=土型(ヌカタ)で、鋳物あるいは「天の抜(糠)戸」(『書
- 新墾の田を耕す田部の一種。(ロ)額田=人跡不便な地に位置し、山間と里地の境界部分に開かれた

鏡作とも関係する部民

ハ)額田の宮に奉仕する部民。

れている。 これらのうち、(イ)は鋳物、鏡作などの直截的な言葉ではなく、何故 これらのうち、(イ)は鋳物、鏡作などの直截的な言葉ではなく、何故 これらのうち、(イ)は鋳物、鏡作などの直截的な言葉ではなく、何故 これらのうち、(イ)は鋳物、鏡作などの直截的な言葉ではなく、何故 これらのうち、(イ)は鋳物、鏡作などの直截的な言葉ではなく、何故 これらのうち、(イ)は鋳物、鏡作などの直截的な言葉ではなく、何故

結局のところ、

額田部の本義としては

(ハ) が残り、本稿でもこの見解

**。 『播磨国風土記』揖保郡意此川条** 

柏 三人相憂、申二於朝庭。於」是、遣二額田部連久等々、令」祈。 行人、半死半生。 ||屋形於屋形田、作||酒屋於佐々山、 挂」帯捶」腰、 品太天皇之世、 下,於此川,相壓。 爾時、 出雲御蔭大神、 伯耆人小保弖・因幡布久漏・出雲都伎也 故号 而祭」之、宴遊甚楽、 壓川 坐。於枚方里神尾山、 既擽山 于\_時、 毎遮

b 『播磨国風土記』揖保郡皷山条

關之。故号曰:|皷山。〈々谷生,檀。〉 打,鳴皷;而相皷山。昔、額田部連伊勢、与;神人腹太文;、相闘之時、打,鳴皷;而相

しかし、豪族は様々な性格を有しているのであって、軍事氏族とか

が即額田部連の職掌を示すものではないと見なしたい。 を祀に全く関わらない豪族はないのであって、負名氏のように、律令制 がよいであろう。a・bの額田部連は中央から派遣され、神祭や土地神 どの土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏の場合にも数多く との土地争奪を行っているが、このような伝承は他氏のように、律令制 祭祀といった一局面をとらえて論定することはできないと思う。軍事や

で支持したいが、額田部氏が如何に額田の宮と関わっていたのかというを支持したいが、額田部氏が如何に額田の宮と関わっていたのかという。 (イ)・(ロ)程には額田部の本義が深点の究明は不充分なところがあり、(イ)・(ロ)程には額田部の本義が深点の究明は不充分なところがあり、(イ)・(ロ)程には額田部の本義が深点の完明は不充分なところがあり、(イ)・(ロ)程には額田部の本義が深点の完計は不充分なところがあり、(イ)・(ロ)程には額田部の本義が深点の完子五百木入日子命の子品陀真若王の女高城入姫)、推古天皇の幼名額の皇子五百木入日子命の子品陀真若王の女高城入姫)、推古天皇の幼名額の皇子五百木入日子命の子品陀真若王の女高城入姫)、推古天皇の幼名額田の宮と関わっていたのかというを支持したいが、額田部氏が如何に額田の宮と関わっていたのかという

額田の宮との関わりを想定して、それに関係しそうな皇子女名を捜すと、次の三名が掲げられる。応神天皇の皇子五百木入日子命の子品陀真若王の女高城入姫)、推古天皇の幼名額の皇子五百木入日子命の子品陀真若王の女高城入姫)、推古天皇の幼名額田部皇女(欽明天皇の皇女、母は蘇我稲目の女堅塩媛)、八世紀の額田部正なる(選叙令蔭皇親条)。この王名は長屋王家木簡にも登場する(城二になる(選叙令蔭皇親条)。この王名は長屋王家木簡にも登場する(城二三一八)が、額田部を冠する皇子女名や氏族名は八世紀以前から存してになる(選叙令蔭皇親条)。この王名は長屋王家木簡にも登場する(城二という)が、額田部を冠する皇子女名や氏族名は八世紀以前から存してに、次の三名が掲げられる。応神天皇の皇子額田大中彦(母は景行天皇と、次の三名が掲げられる。応神天皇の皇子額田大中彦(母は景行天皇と、次の三名が掲げられる。応神天皇の皇子第田大中彦(母は景行天皇となろう。

をめぐる伝承、仁徳六十二年是歳条の闘鶏氷室の起源説話などの史料が次に額田大中彦皇子に関しては、『書紀』仁徳即位前紀の倭屯田の帰属

中彦皇子の密接な関係、 額田の地と近接する場所のものであることがわかり、 は山辺郡都介郷の地(現天理市福住町)に比定されるが、仁賢紀に 郡には山部が分布し、夜麻(山部)郷はその遺称を示す。また闘鶏氷室 群郡額田郷の地とも近い どに比定されており、三宅町は大和郡山市額田部寺町・北町・南町=平 県磯城郡三宅町、 ける額田部連の活躍を伝える史料も存する 能性を推定させるものと言えよう。事実、 辺郡額田邑」と記されているように、額田の地は山辺郡とも関係してい 大中彦皇子はもと山守地であったと主張しており、後述のように、 倭屯田の所在地は、 存し、額田部はこの額田大中彦皇子の名代であったとする説が有力である。® このように見てくると、額田大中彦皇子に関わる伝承は、いずれも 田原本町大字千代や桜井市大字東田の纏向遺跡の地な 『倭名抄』城下郡大和郷・三宅郷の存在から、現奈良 即ち額田の地に額田を冠する皇族が居住した可 図 1 。 倭屯田の帰属をめぐる争いでは、 a ・bのように、 額田の地と額田大 応神朝にお 平群 山

部の称の確実な出現を示すのは次の史料であると言われる。 では、額田部はこの額田大中彦皇子に由来するのであろうか。現在、某

# c 島根県松江市岡田山一号墳出土大刀銘

墳出土鉄剣銘、 立したのはいつであろうか。五世紀代の金石文、埼玉県行田市稲荷山古 部となる者がおり、 の古墳は出雲国造出雲臣の本拠地意宇郡に存しており、出雲では国造同 埋葬されるのよりもやや早い六世紀半ば~後半の作製と考えられる。 った事情を物語るものと理解され、同様な事例として、 岡田山 (擬制的関係を含む)が部管掌者となることで、部民制が浸透してい という伝承を掲げることができる。第 一号墳は六世紀後半の前方後方墳であり、 熊本県玉名郡菊水町江田船山古墳出土大刀銘には、 健部臣の称が生まれた(『出雲国風土記』 ところで、こうした部称が成 大刀銘自体は古墳に 神門臣の中で健 出雲郡健部 「杖刀 ح

> 画期であったと考えたい。 画期であったと考えたい。 画期であったと考えたい。 画期であったと考えたい。 画期であったと考えたい。

となり、部称が生じたのではあるまいか。 となり、部称が生じたのではあるまいか。 となり、部称が生じたのではあるまいか。 となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。 の言となり、部称が生じたのではあるまいか。

額田部連の初見は欽明二十二年是歳条である。したがって欽明十五年部連の確実な成立時期を示すものとしては扱い難く、『書紀』による限り、はないことにも留意したい。またa・bは伝承的な記事であって、額田はないことにも留意したい。またa・bは伝承的な記事であって、額田正世紀代の伝承的な存在額田大中彦皇子を額田部の由来とすることは難」以上のような見通しに立って、部称の確実な初見をcと見るならば、

連の初見記事とも年代的に合致する。(五五四)生という額田部皇女こそ額田部の由来を考察する材料となろう。

と推測されるからである。(4) 前と関係の深い額田の地にも何らかの政治的拠点があったのではないか けており、 来日の際、 の存在があったとする見解が呈されている。後述のように、隋使裴世清 地域に進出し得た背景として、厩戸皇子の義母でもある額田部皇女の宮 とされる。但し、これらはいずれも額田部皇女の時代のものではない。 女郎も厩戸皇子の妃になっており、彼女達王族出身の妃は中宮に居住した 易かったのではないかと思われる。また推古の女菟道貝鮹皇女、孫橘大 子の妃刀自古郎女が居住したといわれ、蘇我系である推古天皇も来訪し 蘇我馬子も列席していたようである。この岡本宮には馬子の女で厩戸皇 とあり、「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」によると、この講筵には天皇や 岡本宮。天皇大喜」之、播磨国水田百町施二于皇太子。因以納二于斑鳩寺ご ってからであるが、『書紀』推古十四年是歳条に「皇太子亦講』法華経於 水派宮や敏達天皇の百済大井宮・広瀬の殯宮など、敏達系王統の進出が 域には額田部皇女の前の敏達天皇の皇后広姫所生の押坂彦人大兄皇子の は七世紀初に厩戸皇子の上宮王家の進出があり、その更に南の広瀬郡地 考えられるが、その所在地は不明である。額田の地の西北の斑鳩地域に が、それ以前では『書紀』用明元年五月条に「別業」が海石榴市宮にあ 上述の敏達系王統の広瀬郡進出に対して、用明系王統の上宮王家が斑鳩 行われたという。額田部皇女自身のこの地域との関係は、 ったとある。「別業」と記されているので、これとは別に本宮があったと 後に推古天皇として即位した。即位後は豊浦宮、 額田部皇女は豊御食炊屋姫尊として知られ、敏達天皇の皇后となり、 海石榴市には額田部皇女の別業が存しているので、 世清は舟運で額田の地を経由して海石榴市衢で郊労の礼を受 小墾田宮を居所とした 推古天皇とな 彼女の名

は、その奉仕の様子は如何であったか。

女の宮への奉仕のために設定されたと見るのが穏当な見解であろう。で女の宮への奉仕のために設定されたと見るのが穏当な見解であろう。でした蓋然性はあると考えたい。とすると、やはり額田部はこの額田部皇域への進出、先述の額田大中彦皇子の伝承に基づく額田の地における皇域への進出、発述の額田大中彦皇子の伝承に基づく額田の地における皇域への進出、確説となるものはないが、六・七世紀の皇族の平群・広瀬郡地以上、確説となるものはないが、六・七世紀の皇族の平群・広瀬郡地

# 『新撰姓氏録』右京神別下・丹比宿禰条

為、宰、令、領、丹比部戸、因号、丹比連、遂為、氏姓。(下略)多治比瑞歯別命。乃定、丹治部於諸国、為、皇子湯沐邑。即以、色鳴御湯。于、時虎杖花飛、入御湯、袞中、色鳴宿禰称、天神寿詞、奉、号曰、失鷦鷯天皇御世、皇子瑞歯別尊誕、生淡路宮、之時、淡路瑞井水奉、灌火明命三世孫天忍男命之後也。男武額赤命七世孫御殿宿禰男色鳴

# 『新撰姓氏録』河内国神別·欅多治比宿禰

四十千健彦、因負,姓靱負。為『御膳部』、次弟男庶、其心勇健、其力足』制:十千軍衆、故賜」靱号』、火明命十一世孫殿諸足尼命之後也。 男兄男庶、其心如」女、故賜」襷

実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 実情は次の通りであった。 は、「古事記」 雄略段・清寧段では単に白髪部を置いたとあるが、その という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同 という分掌を示すもので、宮内での職務分担を窺わせる材料となる。同

## f『書紀』清寧二年二月条

膳夫・白髪部靱負、冀垂「遺跡」令」観」於後」、天皇恨」無」子、乃遺」大伴室屋大連於諸国、置」白髪部舎人・白髪部

務や家政機関の実務運営に携わっていたことから考えて、舎人=宮の管トネリの系譜を引く令制下の各種の舎人や帳内・資人などが宮内の雑

部直、 る。 生産 田部湯坐連=額田部皇女の養育 負 括を行ったのが額田部連であった。 資が送付されてくるという形で宮の経営が行われたと考えられ、その統 直 設定のあり方を参照すると、出雲国の額田部臣、長門国・豊後国の額田 となり、その他、 女の宮への奉仕形態は、 、=宮の警備が宮内の職務分担として基本的なものであったと推定され ・上毛野君・肥君などの国造級有力豪族の同族が額田部皇女の宮に出 (白髪部の全体的管理)、膳夫=食事の管理 (食材調達と調理)、 以上のような事例と、 (装身具作製?)などの職務分掌も存した。そして、 これらの国々を始めとする各国の額田部からその出仕を支える物 上野国・肥後国の額田部君(表1)と、出雲臣・長門凡直・豊国 額田部河田連=皮工 額田部連=宮の管理(額田部の全体的管理)、 前述の複姓の額田部氏の存在から、 (膳部的役割を含む日常生活面全般ヵ) (馬 警備?)、額田部瓱玉=玉類 d・fの部民 額田部皇 靱

るが、 氏の発展を検討してみたい の要請に応じるだけの理由や力量がなければ、 要であるという王権側の理由は一応説明できるが、中小豪族の側にもそ に奉仕し、名代として仕える契機は何であったのか。宮への奉仕者が必 や白髪部造の例を見ても、畿内の中小豪族である。とすると、 る諸氏の職務分掌のあり方を推定した。こうした名代の氏族は、 も額田部皇女を起点とすることに矛盾はないことを述べ、 を充分に解明したことにはならない。そこで、 以上、 額田部の由来に関しては、 額田の地における額田部皇女の宮の存在には論拠不充分な点が残 名代説をとるべきこと、また年代的に 次に豪族としての額田部 王権との関係を結ぶ契機 額田部を冠す 彼らが宮

# 2 平群の馬から額田の馬へ

大和国平群郡額田郷を額田部連の本拠地と見る立場に立って、まずこ

変遷は次の通りである。 (4) としたい。額田部丘陵には額田部古墳群と称される古墳群が存し、そのとしたい。額田部丘陵には額田部古墳群と称される古墳群が存し、そのの地域の古墳の動向を概観し、豪族の形成や発展の時期を知る手がかり

化を読み取ることができるのではないかと考えられる。铊 権内での地位確立に伴って前方後円墳を築造し得るようになるという変 るという変遷にも注目したい。当初は円墳を築き、 て狐塚や「額田部宿禰先祖」と注記される船墓などの前方後円墳が現れ ある。またこの地域で最古の松山古墳が円墳であり、その後しばらくし 世紀になって古墳を築造する豪族=ヤマト王権と関係を有し、 表象として円墳や前方後円墳を築く者が登場したことを窺わせるからで 紀以前においては、この地域に古墳を築き得る有力豪族は存在せず、 入り造墓活動が活性化するとの指摘が重要である。 この額田部古墳群に関しては、 後円墳・全長五○メートル)/船墓古墳 (円墳・径二○メートル。 但 五世紀:松山古墳 ートルか)―六世紀前半:南方古墳(円墳・径二三メートル) /堀ノ内 古墳(円墳・二五メートル)―六世紀後半~七世紀前半:鎌倉山古墳 |額田寺伽藍並条里図||の表現から考えると、前方後円墳・全長六○メ (前方後円墳・四〇メートル)―六世紀初:額田部狐塚古墳 (円墳・径五〇メートル) 明確な前期古墳を含まず、 ——五世紀半:推古神社古 六世紀頃にヤマト王 古墳時代中期の五世 中期段階に その身分 (前方

なり、この系譜記事を裏付けることができる。

なり、この系譜記事を裏付けることができる。

なり、この系譜記事を裏付けることができる。

なり、この系譜記事を裏付けることができる。

なり、この系譜記事を裏付けることができる。

額田首の女

(早良臣)

助力による真鳥・鮪父子の討滅→武烈の即位が記される。

・群氏の始祖平群木菟宿禰は応神・仁徳・履中の三代に仕えた伝説的平群氏の始祖平群木菟宿禰は応神・仁徳・履中の三代に仕えた伝説的平群氏の始祖平群木菟宿禰は応神・仁徳・履中の三代に仕えた伝説的

帝紀・上古諸事記定に加わり、持統五年八月癸卯条では墓記を提出した 軍平群臣宇志が見え、六・七世紀にヤマト王権の有力豪族としての地位 前紀の物部守屋討伐軍に平群臣神手、 であったとは考え難いとする見解が呈されている。『書紀』では崇峻即位 というように、 権との関係強化の大きな要因となったのではないかと推定される。 を保っているようであり、天武十年三月丙戌条では大山下平群臣子首が 氏は皇室との婚姻例もなく、同族は少ないし、平群部の分布も限られる 額田部連に独占されるようになり、これが額田部連氏の発展やヤマト王 ると、この六世紀頃の平群氏の滅亡によって、平群郡地域からの貢馬が も五世紀後半の允恭朝において額田の馬貢上に与っていたことを勘案す を持っていたこと、そして、額田部湯坐連・河田連の伝承から額田部連 以上の平群氏の滅亡および前述のように平群氏が官馬を飼養する役割 平群氏が本拠とした平群谷の古墳は六世紀以降のものが多く、 **『書紀』に描かれたような五世紀代に大きな力を有した氏** 推古三十一年是歳条の征新羅副将 平群

氏ではないかと言われる所以である。十八氏の中に登場している。したがって平群氏は六世紀以降に活躍する

り、 朝である。そして、雄略朝には葛城氏を滅ぼし、 氏族を従えた大王の権力が確立するのであった。 ど、大王の近侍者として活躍する(允恭十一年三月丙午条) が行われ、一方、大伴氏として実在が確実な大伴室屋が藤原部の点定な がこの時期であった。允恭五年七月条では葛城襲津彦の孫玉田宿禰誅殺 れ、それまでの讃・珍とは別の王統に属したのではないかといわれてお 上が允恭朝に懸けられていることに注目すると、允恭は倭王済に比定さ あるから、平群氏の存在を葬り去ることはできない。今、 とすると、平群氏の滅亡→額田部氏の台頭の図式を描くことは困難で 五世紀代に大きな権力を有した葛城氏と王権との関係が転換するの 後述のように、 両氏は郡領氏族として当地に勢力を有したようで 大伴・物部などの伴造 額田の馬の貢 のが、

群谷の地域と額田の地とは平行して発展しているので、 平群系額田首は生駒山西麓に居住しており、 のように、生駒山東麓における飼馬の伝統がそれに応じ得る豪族額田 よる飼馬が別に行われた可能性は否定しない。ただ、ヤマト王権にとっ 氏を用意していたのである。平群氏討滅の存否は保留しておきたいが、 をふまえてのことであったと思われる。その始源には五世紀後半のヤマ の役割を勤めており、ヤマト王権の飼馬・騎馬を支える額田部氏の伝統 る。後述のように、 氏の官馬飼養伝承に窺われるような有力豪族による飼馬掌握に対して、 代から、 ト王権の構造の変化、王権に直属する飼馬の担い手の選考があり、前述 王権に直属する飼馬の担い手として額田部氏が登場すると考える訳であ てもよいのではあるまいか。ヤマト王権と同格の豪族が王権を支える時 このような見解を参照すると、允恭朝から伴造氏族の台頭が始まると見 王が自己の臣僚を有し、大王として君臨する過程の中で、平群 推古朝に活躍する額田部連比羅夫は騎馬の長として 古墳の変遷から見ても、 、平群系馬工連に

額田の馬飼養を想定したい。

⑧

では額田部氏の飼馬が占める重要性は高く、額田部氏発展の基礎として、

の外港難波との交通の面で重要な拠点となるのである。 では、何故額田地域の豪族が採用されたのか。生駒山東麓の馬牧の存の外港難波との交通の面で重要な拠点となるのである。 解波からヤマト王権の所在地である三輪山周辺や飛鳥に至るには、大和川を遡らヤマト王権の所在地である三輪山周辺や飛鳥に至るには、大和川を遡らヤマト王権の所在地である三輪山周辺や飛鳥に至るには、大和川を遡らヤマト王権の所在地である三輪山周辺や飛鳥に至るには、大和川を遡らヤマト王権の所在地である三輪山周辺や飛鳥に至るには、大和川を遡らヤマト王権とそのが、この額田の地で分岐して初瀬川に入ることになり、ヤマト王権とそり、この額田の地で分岐して初瀬川に入ることになり、ヤマト王権とそり、この額田の地で分岐して初瀬川に入ることになり、ヤマト王権とそり、この額田の地で分岐して初瀬川に入ることになり、ヤマト王権とそり、この額田の地で分岐して初瀬川に入ることになり、中では、何故額田地域の豪族が採用されたのか。生駒山東麓の馬牧の存の外港難波との交通の面で重要な拠点となるのである。

域は注目される。 こうした河川交通上の要所であるとともに、陸上交通の上でも、この地

g 奈良県教育委員会『藤原宮』七八号木簡

## 弥努王等解 天坂 二処

一欲東カ

	•	
「車カー	使部使□□□□□連連連	

二四:二八:四

h『続紀』勝宝元年十二月戊寅条

;『東大寺要録』巻四所引「大和尚伝」

歇息少時入」京。
…明発,取大和国平凉駅宿、在」道勅使催令」入」京。至:平凉駅、略勝宝六載甲午二月一日至,難波駅。…三日至,河内国守藤原魚名庁。

iによると、難波→河内国庁と道をとった鑑真一行は、河内から平城

京に入る際、平凉駅を経由したことがわかる。この平凉駅は、『日本霊異京に入る際、平游駅を経由したことが記されており、難波―大和の陸上交通において平群郡を経由したことが記されており、難波―大和の陸上交通において平群郡・平群駅の占める重要性が窺われる。この平群駅の所在地については、郡・平群駅の占める重要性が窺われる。この平群駅の所在地については、郡・平群駅の占める重要性が窺われる。この平群駅の所在地については、郡・平群駅の占める重要性が窺われる。この平岸駅の所在地については、郡・平群駅の占める重要性が窺われる。この平岸駅の航音銅像を盗ん記』中巻第一七話に平群郡鵤村の岡本尼寺(法起寺)の観音銅像を盗ん記』中巻第一七話に平群郡鵤村の岡本尼寺(法起寺)の観音銅像を盗ん言。

われる。 キロメートル西となるが、陸上交通で必要な馬を把握していたのが額田 と、 駅が存してもおかしくはない。なお、『日本霊異記』上巻第三五話による て生駒越えを行ったとあるが、壬申の乱の際、 氏の関与を想定することはできないであろうか。 通においても例えば平群駅への馬の供給に携わるといった形で、 部氏であったとすると、難波―大和の河川交通への関与と同様、 上の検討によると、陸上交通の拠点平群駅の所在は額田の地から六~七 いる例があり、河内や難波との交通が盛んであったことが知られる。 通っている。この地は倭名抄平群郡那珂郷に含まれるので、ここに平群 り大和と河内の交通の拠点であり、現在も大阪府と奈良県を結ぶ道路 して来る近江方の軍隊を龍田で防いでおり(天武元年七月壬子条)、やは 大路・筋違道 先述の神武即位前紀では龍田越えは「其路狭嶮、 平群の山寺に居住する僧が河内国若江郡遊宜村や難波市と通交して (図1)にも近接しており、 陸上交通の要所であったと思 大伴吹負は河内から進軍 また額田の地は北の横 人不、得 『並行』 とし 陸上交 額田部 以

て飼馬を掌る役割を担ったこと、河川交通の要所としての額田の地や陸以上、額田部氏台頭の要因として、額田の馬貢上により王権に直属し

明らかにしたい。

## 3 額田部連とヤマト王権

権と額田部氏の関係、王権内部での位置づけなどを検討したい。である。以下、六、七世紀における額田部連の活躍を整理し、ヤマト王先述のように、額田部連の確実な初見は『書紀』欽明二十二年是歳条

# **j**『日本書紀』欽明二十二年是歳条

還」国告「其所」言。故新羅樂」城於阿羅波斯山、以備「日本」。河内馬飼首押勝欺給曰、遺」問「西方無」礼使者之所」停宿処也。大舎」、船帰至「穴門。於」是、修「治穴門館」、大舎問曰、為「誰客」造。工匠連・葛城直等使列」于「百済之下」而引導。大舎怒還不」入「館舎」、乗復遺「奴氐大舎」献」前調賦。於「難波大郡」、次「序諸蕃」。掌客額田部復遺「奴氐大舎」献「前調賦」。於「難波大郡」、次「序諸蕃」。掌客額田部

# k 『日本書紀』推古十六年八月癸卯条

部連比羅夫以告,礼辞,焉。唐客人,京。是日、遺,飾騎七十五疋,而迎,唐客於海石榴市衢。額田唐客人,京。是日、遺,飾騎七十五疋,而迎,唐客於海石榴市衢。額田

# 1 『隋書』巻八一東夷伝倭国条

後十日、又大礼哥多毗従二二百余騎:郊労、既至二彼都。(下略)(上略)倭王遣:小徳阿輩臺:従二数百人、設二儀仗、鳴三鼓角」来迎。

# m『日本書紀』推古十八年十月丙申条

荘馬之長、以「膳臣大伴」為『迎「任那客」荘馬之長』。即安「置阿斗河辺新羅・任那使人臻」於京。是日、命「額田部連比羅夫」為『迎」新羅客「

館

# 『日本書紀』 推古十九年五月五日条

大礼以下用,"鳥尾"。 則大徳・小徳並用、金、大仁・小仁用, 豹尾、隨,冠色、各著, 髻華。 則大徳・小徳並用、金、大仁・小仁用, 豹尾、細目臣為,前部領、額田部連比羅夫連為,後部領。是日、諸臣服色皆薬,猟於兎田野。取,鶏鳴時,集,于藤原池上、以,会明,乃往之。粟田

# 。『日本書紀』大化元年八月癸卯条

色夫君・額田部連甥,為,法頭。験,僧尼・奴婢・田畝之実、而尽顕奏。即以,来目臣〈闕名〉・三輪験,僧尼・奴婢・田畝之実、而尽顕奏。即以,来目臣〈闕名〉・三輪之寺、不」能」営者、朕皆助作。令」拝...寺司等与,,寺主、巡」行諸寺、遺..使於大寺,喚,聚僧尼,而詔曰、(中略) 凡自,,天皇,至,于伴造、所」造

# p『日本書紀』大化五年三月甲戌条

人、被¸流者十五人。 之渠¸〉雄・額田部湯坐連〈闕名〉・秦吾寺等凡十四人、被¸絞者九以「蘇我山田大臣「而被¸戮者、田口臣筑紫・耳梨道徳・高田醜〈此云」

に通じている者が任用されており、やはり客徒に与える印象や接客の技民命が記されており、掌客使は客館での饗宴を行ったり、儀式の際に客館と朝廷の間を送迎したり(『儀式』第七「正月七日儀」末尾に「掌客使并左右京職相共送」鴻臚館」」とある)と、客館滞在中の客徒の世話をすることを任務とした。その任命者の例は表2の通りであり、九世紀後半~十世紀の任命者はいずれも文人として著名な人々が含まれており、客館必要であったのであろう。表中の都宿禰言道は「若非」佳命。何示」遠人」として、名前を良香と改める程の配慮を以て臨んでおり(『日本三代実録』として、名前を良香と改める程の配慮を以て臨んでおり(『日本三代実録』として、名前を良香と改める程の配慮を以て臨んでおり(『日本三代実録』として、名前を良香と改める程の配慮を以て臨んでおり、儀式の際に客館での饗宴には詩文による交歓が不可欠であるだけに、そのような教養が必要であったのであろう。表中の都宿禰言道は「若非」住命。何示」遠人」として、名前を良香と改める程の配慮を以て臨んでおり、「日本三代実録』として、名前を良香と改める程の配慮を以て臨んでおり、「日本三代実録』として、名前を良香と改める程の配慮を以て臨んでおり、「日本三代実録」といる。

表 2 掌客使・郊労使の任命例

年 月 日	職名	官職等	人名	備考
欽明31・7・是月条	守護人		東漢坂上直子麻呂	
			錦部首大石	
推古16・6・丙辰条	掌客		中臣宮地連摩呂	
	-		大河内直糠手	
			船史王平	
貞観14・4・16条	掌客使	正六上少内記	都宿禰言道	
		正六上式部少丞	平朝臣季長	
元慶7・4・2条	掌客使	正六上右衛門大尉	坂上大宿禰茂樹	
		従八上文章得業生	紀朝臣長谷雄	
延喜8・4・2条	掌客使	式部大丞	紀淑光	
扶桑略記		散位	菅原淳茂	
延喜20・4・2条	掌客使	民部大丞	藤原朝臣季方	
貞信公記			大江朝臣朝綱	
慶雲2・11・己丑条	騎兵将軍	正五上	紀朝臣古麻呂	諸国騎兵徴発
和銅7・11・庚戌条	左将軍	従四下	大伴宿禰旅人	畿内七道騎兵990を徴発
	副将軍	従五上	多治比真人広成	
		従五下	久米朝臣広人	
	右将軍	<b>従四下</b>	石上朝臣豊庭	
	副将軍	<b>従五上</b>	上毛野朝臣広人	
		従五下	粟田朝臣人	
和銅7・12・己卯条		従六下	布勢朝臣人	騎兵170で三崎に迎える
		正七上	大野朝臣東人	
勝宝4				新羅王子らを迎馬で迎える
(宝亀10・4・辛卯条)				
宝亀10・4・庚子条	将軍			騎兵200・蝦夷20人で京城門外三橋に迎える
承和9・3・癸亥条	郊労使	従五下式部少輔	藤原朝臣諸成	
嘉祥2・4・辛亥条	郊労使	従五下左近衛少将	良峯朝臣宗貞	勅使として慰労
貞観15・5・15条	郊労使	従五上右近衛少将	藤原朝臣山陰	
元慶7・4・28条	郊労使	正五下右近衛少将	平朝臣正範	山城国宇治郡山階野辺にて郊労→鴻臚館へ

※出典を記していないのは、すべて当該国史。

接客の技術を期待しての起用であったと見なしたい。 の要所であり、往来者と接触・交流する機会も多く、額田部連も迎客・れていたものと思われる。先述のように、平群郡額田郷の地は河川交通直糠児・葛城直難波が派遣された例があり、外交・迎客の役割を期待さ飲明三十一年四月是月条に越に到着した高句麗使を迎えるために東漢氏ような点を勘案した人選であろう。同時に任命された葛城直は『書紀』術を考慮しての人選ではなかったかと考えられる。とすると、jもその術を考慮しての人選ではなかったかと考えられる。とすると、jもその

れる。 おり、 割で、 いたのであった。なお、平安時代の郊労使に近衛府官人の起用例が多い 羅夫は新しい礼法に基づく儀礼を滞りなく執行するだけの技量を有して 起用であろう。 飾馬による入京時の郊労は中国の賓礼に学んだものであり、 宝亀九年十一月乙卯条、 使が長安に入京する際には飾馬で迎えられたとする記録が存する (『続紀) 儀礼』に基づく中国風の礼であったといわれており、事実、日本の遣唐® てから現れたようである。k~mの郊労は奈良時代のあり方と類似して 入京時の郊労を行うのが通例であり、式制のような形は平安時代になっ み取れるように、 郊労使は入京する客徒を郊外で迎え、入京・客館への安置を先導する役 は、 次にk~mは郊労使としての額田部連比羅夫の活躍を示すものである。 近衛が近侍官としての地位を高め、様々な勅使に任用されたため 奈良時代の郊労が前代の方法を継承したものであったことが知ら 延喜太政官式では一名を任命することになっているが、表2に読 k・1の隋使に対する賓礼は、この時将来された隋の礼書『隋朝 近衛には容儀も必要であり、客徒に与える印象にも配慮しての 奈良時代には騎兵将軍を任命して騎兵 『後紀』延暦二十四年六月乙巳条)。 (迎馬)を以て 額田部連比 したがって

と考えられ、mでも再度登用されているのは、彼がそうした条件を満たる印象(容儀)と儀礼を執行できる教養とを期待されての人選であった額田部連比羅夫はkで礼辞を述べており、郊労使に必要な客徒に与え

のがよいと思われる。

ることにしたい。

・の額田部連甥の法頭就任は、法頭が仏教統制の中央機関であったことの額田部連甥の法頭就任は、法頭が仏教統制の中央機関であったことの額田部連甥の法頭就任は、法頭が仏教統制の中央機関であったこ

と親しかった秦川勝が推古朝に活躍するのも、同様の事象と見ることがで額田部連の由来に戻ると、やはり額田部皇女(推古天皇)に奉仕するで額田部連の由来に戻ると、やはり額田部皇女(推古天皇)に奉仕するいたなる。 k~nの推古朝における額田部連の活躍が始まるのであろうか。こことになる。 k~nの推古朝における額田部連と翼者となることによってヤマト王権に出仕し、王権内での職務分担に与るという形が推定されることになる。 k~nの推古朝における額田部連の活躍が始まるのであろうか。ここなってヤマト王権における額田部連の活躍が始まるのであろうか。ここなってヤマト王権における額田部連の活躍が始まるのであろうか。ここなってヤマト王権における額田部連の活動を概観した。では、何故六世紀に以上、六~七世紀の額田部連の活動を概観した。では、何故六世紀に以上、六~七世紀の額田部連の活動を概観した。では、何故六世紀に

すると、 稲目の女堅塩媛所生の皇女であり、 できよう。またPによると、 との関係を形成したのであろうが、 たとしても不思議ではなく、 **〜罰されており、** |年十月癸卯朔条) 推古天皇に仕える額田部連の人々が蘇我氏と深いつながりを持 額田部氏と蘇我氏の関係が窺われる。 Ł 蘇我氏出自たることを強く認識していた。 額田部湯坐連が蘇我倉山田 pに現れる人々は各々の理由で蘇我倉家 「朕即自 額田部湯坐連に関しては推古―蘇我 蘇我 出之」(『書紀』 推古天皇は蘇我 石川麻呂事件で 推古三 بح

楯は 躍は来目稚子に仕える来目部としてのものではなかったかとも推定され 連小楯が見つけた市辺押磐皇子の子仁賢・顕宗兄弟を迎えたとある。 紀によると、 こうした律令制下の形は前代以来のあり方を継承するものではあるま 各還 バーラップする例を指摘することができる。 することがしばしばあった。 弘計王=顕宗天皇は別名を来目稚子と称したと記されており、 たのである。 実は来目部を称する者で、二皇子発見の賞与として山部の統括者になっ 人等、 を国司とし、国守たる自分の子息を補佐させており、 官職を兼帯していた例は多く、また選叙令帳内資人条には「凡帳内・資 人として登用された例があり、 平安時代には、 律令国家成立以前では、 本主。」とあり、 「山部連先祖伊予来目部小楯」(『書紀』清寧二年十一月条)であり 才堪;;文武貢人;者、 清寧には子がなく、 先に即位した弟顕宗の即位前紀分註所引 例えば嵯峨天皇の周りには東宮時代に仕えた人々が官 主人は自家の者を推挙することが可能であった。 亦聴:|貢挙|。得」第者、 奈良時代でも、 伝承的ながら、 院政期には乳母の子や近臣が国政に関与 後嗣となるべき者を捜しており、 その他、 次の例も著名である。 藤原仲麻呂は家令職員の者 於 ||内位||叙。 家令職員が国 家政と国政がオー 「譜第」 によると 小楯の活 不第者、 小

> 部連 女に仕 位十二階の賜与者を整理すると、表3のようになろう。 多毗の大礼の冠位である。これは冠位十二階の第五番目であり、 薬猟などの朝廷の行事で活躍していることから、 はまず儀式の際の服色や冠の装飾として可視的に示され に触れておく。 が 面 年十二月壬申条、 などでも区別が存した が額田部皇女誕生後に初出し、 一括されていることからもわかるように、 この額田部連のヤマト王権内での地位は如何程のものであったか える額田部の統括者としてのあり方が存したものと考えたい。 その手がかりとなるのは、 同十六年八月壬子条)、所謂大化の薄葬令では墓築造 (大化) 一年三月甲申条、 推古天皇として即位後に外交儀礼や k・1の額田部連比羅夫=哥 仁位と礼位の間には大き その背景には額田部皇 表4)。 冠位による区別 (『書紀] 表4で大礼以 推古十 今、 最 冠

0

#### 冠位十二階の賜与者 表3

大徳···境部臣雄摩侶、<u>小野臣妹子</u>、大伴連咋子

小徳…中臣連国・御食子、河辺臣禰受、物部依網連乙等、 波多臣広庭、近江脚身臣飯蓋、平群臣宇志・神手、 大宅臣軍、巨勢臣徳太・大海、粟田臣細目、秦造川勝、 高向史黒麻呂、大伴連馬飼・某、阿輩台(大河内直糠手ヵ)

大仁…鞍作鳥、大上君三田鍬、薬師恵日、阿曇連比羅夫、秦造川勝、 土師娑婆連、上毛野君形名、矢田部御嬬連公、船首王後、 膳臣清国、神主久遅良

小仁…物部連兄麻呂

額田部の管掌者額田部連としての活動には不明の部分が多い

が、

大礼…<u>小野臣妹子</u>、吉士雄成、<u>犬上君御田鍬</u>、忌部首宇都庭麿、 哥多毗 (額田部連比羅夫)

小礼…鞍作福利

大信…大部屋栖野古連公

大義…坂上首名連、大三輪君弟隈

大智…和邇部臣稚子

小智…伊福部臣久遅良・都牟自

※下線は複数の冠位に見える人物で、昇叙したものと推定される。

大化の薄葬令 表 4

		. /(1002	77777 13		
	墓	外域	役·日	惟帳	轜車
王以上	内長9尺、	方9尋・	1000人・7日	白布	有
	濶5尺	高5尋			
上臣	"	方7尋・	500人・5日	"	-
		高3尋			
下臣	"	方5尋・	250人・3日	"	_
		高2尋半			
大仁・小仁	内長9尺、	封なし	100人・1日	"	_
	高・濶4尺				
大礼以下	"	"	50人・1日	"	_
小智以上					
庶民	地に埋葬	_	_	麁布	_

ヤマト王権内の中下級官人に留まったと言わざるを得ず、これが中小豪 臣細目が後に小徳として現れる(皇極元年十二月甲午条) は冠位の上からは低い位置にあり、 クラスの人々が名を連ねている。冠位は個人に与えられるものではある の冠位賜与者の例をみても、仁位以上にはヤマト王権の有力豪族、大夫 族額田部氏の限界であった な壁があり、仁位以上が後の五位以上に相当するものと考えられ、表3 やはり氏族の位置づけも自ずと窺われるのである。つまり額田部連 mで同じく薬猟の部領を勤めた粟田 のと比べると、

が、

以上、本章ではヤマト王権と額田部氏の関係を考えた。その結論を整

①額田部連の由来は、 理すると、次のようになろう。 五五四年生の欽明の子女額田部皇女(推古天皇)

> 明の子女と関係があると言われており、部民制の成立もこの時期と見 なされる。 の名代としての奉仕によるものと見るのがよい。部称の成立自体が欽

②額田部連が名代として出仕する契機として、生駒山東麓の馬牧での飼 馬従事、 奉仕することになったと考えられる。 これを背景にヤマト王権の飼馬を担い、 陸上・河川交通の要所たる額田の地での勢力確立が掲げられ、 また額田部皇女の額田の宮へ

③額田部連の活躍は推古朝において顕著であり、外交儀礼や貢馬の伝統 った。 造として家政から国政へ進出した事例とすることができる。 氏出自の額田部皇女との関係から、蘇我氏とのつながりを持つ者もあ を背景とした騎馬による奉仕が行われている。 額田部皇女の名代の伴 また蘇我

④但し、ヤマト王権内での位置づけは、 時代以降の額田部氏の動向と符合するところである。 としての額田部氏の限界が窺われる。この点は、以下で検討する奈良 中下級官人クラスで、中小豪族

⑤なお、額田部連が外交儀礼で活躍するのは、礼儀に通じる教養を持っ の建立を考える材料となる の存在は、 接客の技術などを有していたことも考慮される。また法頭への登用者 ていたこととともに、 額田部氏と仏教との関わりを窺わせるものであり、 額田の地の立地から、外来者との接触が頻繁で、 額田寺

降の動向や額田寺の檀越としての額田部氏のあり方などに言及したい。 以上で律令国家成立以前の額田部氏の考察を終え、次章では八世紀以

## ❸律令制下の額田部氏

部連は中小豪族として位置づけられるものであった。では、律令官人と 本章では奈良時代以降の額田部氏の動向を探る。ヤマト王権での額田

討したいと考える。伽藍並条里図」の解読のためにも、豪族としての額田部氏のあり方を検囲部氏の様相や額田寺との関係を究明することができなかった。「額田寺しては如何であろうか。また前二章での考察では、在地豪族としての額

## 律令官人としての動向

田部連 の伝統を背景に、律令撰定に参加したものとは推定される。 のであろう。但し、外交儀礼や仏教など先進的知識を有した額田部連氏 禰賜姓に与っているので、連姓を称する林は傍流に属する人物であった ことが知られるが、これ以外には例がない。額田部連は天武十三年に宿 大壱 位とする中下級官人として位置づけられていたことがわかる。 経歴は不明であるが、複姓の同族が外階コースをとり、 触れた。彼らはいずれも外従五位下から五位に達する例で、それ以後の 田部湯坐連息長・長吉、額田部河田連三當などの存在が知られることに 律令制下における額田部氏の動向については、系譜の検討の中で、 (大初位上相当)額田部連林が見え、大宝律令撰定に与る者がいた (宿禰) に関しては、正史には『続紀』文武四年六月甲午条に進 五位到達を最高 一方、 額 額

考えることにしたい。本節ではそれらの史料に依拠して、律令官人としての額田部氏の動向を本節ではそれらの史料に依拠して、律令官人としての額田部氏の動向を近年発掘が進む平城宮・京跡出土の木簡には額田部氏も散見しており、以上のように、正史の中には額田部氏は殆ど姿を現さない。しかし、

#### (1) 中下級官人

位以上嫡子、年廿一以上、見無二役任」者、毎」年京国官司。勘検知」実、初位ないし八位となっている。軍防令内六位条には「凡内六位以下、八官職がわかるのは、舎人・史生・位子・近衛・衛士などであり、位階は平城宮・京木簡に登場する額田・額田部氏の史料は別掲の如くである。

引き継ぎ、 がって律令官人としての額田部氏は、 生として額田部連君麻呂が見えるが、これも史生クラスであった。した ことを如実に示す材料と評価したい。その他、表1によると、大宰府史 田部氏が五位到達を最高位とする、六位~八位の中下級官人層をなした 使部への任用が規定されている。木簡に見える額田部氏の官職・位階は 試練為:兵衛: 如不」足者、 上等・下等、送...式部...簡試、上等為...大舎人、下等為...使部。中等送...兵部 於弓馬、為二中等。身材劣弱、不」識二文算、為二下等。十二月卅日以前 責」状簡試、分為二三等。儀容端正、工二於書算一、為二上等。身材強幹、 者も殆どなく、正史には登場しないと結論されるのである この位子クラスの人々が登用されるものと類似しており、奈良時代の額 中下級官人層を形成したと考えることができ、 通取:庶子。」とあり、 前代の中小豪族という位置づけを 位子の大舎人・兵衛 五位に達する 便

看取できるので、次にその検討を行いたい。 木簡および二条大路木簡の中に、門の警備に従事する額田部氏の様相がでは、中下級官人としての奉仕は如何なるものであったか。西宮兵衛

·各田口 (アカ)	『藤原宮木簡』 一—三六号	・酉給止申□□(天地逆) □□□□(天地逆)	・粳田 甘宅宮
	(八七)・(二四)・二 〇八		

・□額田部男龍

『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』六―八頁

・額田部男龍

· 額田部御□ 額田部□□	…額田部小廣五十	□田部家万呂	額田部国万呂 □□□	『平城宮木簡』三─三五二九号・津守生火頭中臣廣成 生部□人	・ 葛木生	丁 苗 🚊
(城一〇一五) 〇一九	『平城宮木簡』五―七四四九号 〇九一	『平城宮木簡』四―四五〇六号 〇九一	『平城宮木簡』四―四四九〇号 〇九一	二─三五二九号  二一四・三五・三 ○一一生部□人	(新田部小国) (新田部小国)	
『平城宮木簡』四―四四八一号 (二七二)・(五九)・六 〇八一一*式部省移の横材木簡に多数の人名とともに見える「L佔三8日	↑ 】 拉上镇日   『平城宮木簡』四―四四一三号 ○九一  □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	位下額田部	(城一九―一四) 二六〇・(二八)・七三 〇八一・ 八歳十月七日宇治・ 尾塞古万呂 留田マ諸羽(公嵯城五月	(城一九—一三) (九七)・(八)・三 ○八一□□初位下額田部□□		(者2) 「□ □□」 (城一三一六) ○九一 □□□□□▽万呂 合三人受廣 (城一三一六) ○九一 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

(三六八)・三一・三 〇一九	(城二四—一三)		
	·二門下 高白髮部 右六人常食給申		
(二三三)・一五・三 〇一九	(城二二—一三)		
	・三門 川上 大私 合四人	『平城宮木簡』四―四四九二号 〇九一年を5	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	· 北門 額田 檜前 合四人		
- - - -		号 (三三四)・(五八)・二 〇一九	『平城宮木簡』 三―三五〇八号
(一一〇)・三三・三 〇一九	『平城宮木簡』 一——一三号		
	· 合 [七ヵ]	水取継成八	
	・東一君子二二額田「二」	山口廣濱八	秦□万呂八   □占真立八 近衛
		山口乙万呂一升二 □□	
(二二六)・(二七)・三 〇一九	『平城宮木簡』一―一〇二号 (	□乃秋 一升二 上毛野力八	秦巳知万呂八
	東三門、蔡田の錦部・丹比□□□(第7)	丸部駿河万呂一升二 □□□八 [ロカ][野カ]	阿倍枚万呂八
	『平城宮木簡』   ――一〇〇号	『平城宮木簡』四―五三七五号  〇九一	□ 無 □ ± ±
北府服□ [結2]	·東三門各務漆部秦、北門縣 北	『平城宮木簡』四―四四九一号 〇九一	
ができる。	係の木簡にまとまった材料を採取することができる。		
木簡および近年出土した二条大路木簡中の門関に門の警備の具体的なあり方を解明し待る史料	が存しており、西宮兵衛木簡および近年出土した二条大路木簡中の門関・「東坂宮・京木簡の中には門の警備の具体的なあり方を解明し得る史料	『平城宮木簡』四―四四八九号  ○九一	
4.りょう)方を発用、手も見み	文成計   京で前) コニは月)を請りませ		□□位下額□□(初々) (田々)

·一門 (額田ヵ)	(城二九─一五) (一○六)・(二三)・三 ○八一・	・下并九人 (城二九—一五) 一八三・一八・五 ○一一 西 (城二九—一五) 一八三・一八・五 ○一一 西	. 長谷部 阿刀 右九人	・二門常食給 額田 白鳥 額田部	(城二九—一五) (一九七)・(二七)・四 ○一一·長谷部 并十人	·二十門 額田三宅、額田部、白鳥 ・二十門 川合下、大伴、阿刀、間人	(城二四—一四) (一七九)・一五・四 ○一九・□ 合十四人 受食一斗四升	(城二四―一三) 二〇九・三四・三 〇一一	・ 5十一人常食次・ 5十一人常食次
(城二九—一七) 一七一·一九·四 ○一一·右□人□ (宋/z)	·翼》所 篾原 大倭上 乙訓 一	き分けられていること、もし同番中に同姓者がいた場合は、一部に区別されていたと見なされる。一つの木簡の中で額田と額田部が書田部氏かは断定できなかったが、二条大路木簡の出土により、両者は明西宮兵衛木簡の段階では史料も少なく、木簡に登場する氏が額田氏か額こでは先にも削れた額田氏と額田部氏の明確な区別を強調しておきたい。	門の警備のあり方に関しては、別稿を参照していただくことにし、こ	(城二九─一七) (二八三)・(八)・三 ○八一門ヵ) 大伴 □□ 額田 下 □ □□□	(城二九—一六) (九五)・二四・三 ○一九・今依□食□	· 二門川合有銀田	(城二九—一五) 一四○・二七・二 ○一一佐伯 大伴 □ □ (城二九—一五) 一四○・二七・二 ○一一鳥 取 石作 下番□田	・二十二門 雪 (画々)	(城二九―一五) (一四二)・一九・三 〇一九・ 「 一 并九人

のように、大倭上万呂、乙(弟)虫(城二九―一八)を区別しており。 律令官人としての額田部氏の位置づけと正に符合するものとなろう。 ったと考えられるので、a でも合致するが、b とすれば、前項で触れた 用するものであり、後述のように、額田部氏は平群郡の郡領氏族でもあい 下八位以上の嫡子で年二十一才以上・見無役任者のうちの中等者から任 兵衛を出す氏であったことが知られる。兵衛はa郡領子弟、b 内六位以 る。 額田・額田部が同姓者の区別に基づく表記ではないことなどが根拠であ したがって額田、 額田部氏ともに宮内の門や皇后宮の門を警備する

のである 律令制下の額田部氏が中下級官人層の一員であったことはまちがいない 必ずしも額田部連 造石山寺司などで経師や雇夫として勤務する額田部姓の者も知られる。 その他、『日本古代人名辞典』によると、東大寺写経所、造東大寺司、 (宿禰) 氏の者とは断定できないが、いずれにしても

存した大和国ではこのような形態での勤務も可能であったのであろう。 出仕していた人々を役所に召喚する文書であると考えられる。特に都の なお、次の史料は各々の地に本拠を構えて平城京に中下級官人として

津嶋連生石 春日椋人生村 宇太郡

召急 山部宿禰東人 平群郡 三宅連足嶋山邊郡

刑部造兄人 忍海連宮立忍海郡

大豆造今志 廣背郡

和銅六年五月十日使葦屋

小長谷連赤麻呂

右九人 椋人大田充食馬

小長谷連荒當 志貴上郡

(城六—五) 

地を置きながら、平城京に勤務するという形がとられたのではなかった とすると、中下級官人としての額田部氏の人々も、平群郡額田郷に本拠

かと推定される。

## (3) 長屋王家との関係

ながりに触れてみたい。 ・貴族家と中小豪族との関係という視点で、長屋王家と額田部氏のつ 次に近年出土した長屋王家木簡の中に、 額田部氏の姿が散見するので

資人各田部連

(城二八—一九)

〇九一

木上進 供養分米六斗

。各田部逆 七月四日秦廣嶋

(城二二—二〇) 五三二三三〇二

木上進糯米四斛 各田部逆

十二月廿一日忍海安麻呂

(城二二一一〇) 二〇八:二九・五 

郡出雲郷には中下級官人や帳内・資人として勤務する者が多く、 城二五―二八)の二名が仕えていた。大和国平群郡額田郷の額田部連 臣忍人、北宮帳内出雲臣安麻呂(『大日本古文書』 官人の出身地を窺わせる著名な例であり、長屋王家にも左大臣資人出雲(6) 屋王家に帳内・資人として仕えていたことを示す。畿内では山背国愛宕 記が出て来る数少ない例として貴重であるが、ともかくも額田部連が長 運搬した額田部逆の二人である。前者は長屋王家木簡の中で「資人」表 (宿禰) に関しても、王・貴族家に出仕する者がいるということは、こう 長屋王家木簡に現れる額田部氏は、資人額田部連と木上より米などを 一一三六四・三六七、 中下級

指摘しておきたい。としての国家への奉仕以外に、王臣家に仕えるという道もあったことを深いものとなろう。ここでは畿内中小豪族の生き方として、中下級官人した中下級官人クラスの氏と王臣家とのつながりを示す事例として興味

して、 なお、 ることにしたい 関与するようになったとなるが、以上の点はあくまで想像に留めておく。 流れをくむ長屋王家の木上進出に伴って、額田部氏が長屋王家の田庄に があったのではないかと憶測される。その後、彦人大兄―舒明―天武の あるいは額田部皇女のラインから、額田部氏がこの地域に進出する契機 彦人大兄皇子によって行われたものであるが、広姫死後に敏達皇后とな のであろうか。先述のように、広瀬郡の地は六世紀に敏達系皇族が進出 他の木簡では「持丁」と表現される物資運搬者として登場しており、い ている。とすると、平群郡に近接する地域まで額田部氏が進出していた 南に存し、広瀬郡城戸郷の範囲に入っており、 た人々の掌握も重要である。木上司は額田郷からは一〇キロメートル程 わば雑仕者、下働き的な存在であるが、田庄の実際の経営にはそういっ って運営される田庄的所有の下にあった。額田部逆は管理者ではなく、 帳内・資人クラスの者が管理者として派遣され、いわゆる直接経営によ 長屋王の父高市皇子以来、長屋王家と関係を有した土地であり、木上司 上は奈良県北葛城郡広陵町の地 と称する機構が置かれている。木上司は、長屋王家の家政の中枢を担う た額田部皇女 、われ、 次に額田部氏には、 斑鳩を中心とする用明系の上宮王家と対抗する拠点ともなったと 律令国家成立以前の平群郡地域の様相については、 開発の可能性があるところであった。この進出は広姫の子押坂⑫ (推古天皇) の子小墾田皇女は彦人大兄に嫁しており 長屋王家の邸外の機関に勤務する者も存した。木 (『和名抄』広瀬郡城戸郷)に比定され 額田の地とは郡を異にし 次節でも触れ

> 方、在地社会や額田寺との関係などの検討に進みたい。 方、在地社会や額田寺との関係などの検討に進みたい。 方、在地社会や額田寺との関係などの検討に進みたい。 方、在地社会や額田寺との関係などの検討に進みたい。 方、在地社会や額田寺との関係などの検討に進みたい。 方、在地社会や額田寺との関係などの検討に進みたい。 方、在地社会や額田寺との関係などの検討に進みたい。 近ての生き方もあった。そこで、次に在地豪族には在地豪族、郡司としての生き方もあった。そこで、次に在地豪族には在地豪族、郡司としての生き方もあった。そこで、次に在地豪族としての額田部氏の動向について整理し、中下級官人以上、律令官人としての額田部氏の動向について整理し、中下級官人

### 在地豪族額田部氏

2

態を明らかにしたいと思う。 考慮しなければならない。以下、平群郡内での位置、郡領氏族としての 以前の額田の地域の範囲なども、 存否や額田寺の檀越としての活動などから、在地豪族額田部氏の存在形 が、この地における額田部連 る程である。額田部河田連の位置づけについては先に触れた通りである が記されているだけであり、この氏を額田寺の檀越とする意見も呈され 王家木簡に見える額田部氏の広瀬郡への進出や先に触れた律令国家成立 かし、先述のように、『新撰姓氏録』では大和国には僅かに額田部河田連 この地に豪族として勢力を築いてきたことはまちがいないと考える。し 里図」には「船墓 本節では在地豪族としての額田部氏の姿を整理する。「額田寺伽藍並条 〈額田部宿禰先祖〉」とあり、 (宿禰) のあり方は如何であったか。長屋 額田部連 (宿禰)の勢力を考える上で 額田部連(宿禰)が代々

## (1) 平群郡内での位置

る。しかし、『書紀』天武五年四月辛丑条には「飽波郡」が見え、法隆寺平群郡は那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田の六郷から成る郡であ

力の及ばない国中平野は新たな開発地として独自の地域をなす余地があ たものであり、上宮王家と結びつきの深い斑鳩地域も含んだ方がよいこ 美郎女所生泊瀬王宮)や律令制下にも存した飽浪宮と関係して設定され 既に指摘されているように、飽波評は上宮王家の飽波葦墻宮 がある)、評制の意義を考える上で興味深い材料を呈するが、この点は措 の郡につながらない数少ない事例であり(他には伊場木簡二一号の駅評 評が合体して成立したと見てまちがいないであろう。飽波評は律令制下 する見解があるが、 飽波・夜麻・坂門・額田郷など平群郡のうちの国中平野に属する地域と えられている。飽波評の範囲については、 の出現と相俟って、 系遺品の幡銘の「阿久奈弥評君女子為父母作幡」(『書陵部紀要』二九) ったことなどが論拠となる。 という独立した空間、平群氏独自の支配領域が平群評を形成し、その勢 と、平群郡の式内社は殆どが平群郷・那珂郷の地域に比定され、平群谷 くとして、 今、その範囲について言えば、 平群郡は郡西部の平群谷を中心とする平群評と飽波 七世紀後半には平群評と飽波評とが存したものと考 後者の説を支持したいと思う。 飽波郷、 額田郷とする見解、 (膳菩岐々

見られる。これらのうち、額田の地域の範囲という点では、隣接する平 氏の分布は、平群郡額田郷以外に、 額田郷よりも広大であった可能性が高く、あるいは飽波評域も額田部連 額田臣が知られ、 皇別・布留宿禰条には石上神社を管掌した布留宿禰氏の斉明朝頃の人に 田部連氏の勢力下にあったものと思われ、 せる材料となる。したがって額田部連氏の勢力範囲は律令制下の平群郡 群郡額田郷と添下郡、山辺郡額田邑の関係が注目されよう。先述のよう 但し、ここで先述の額田の地域の広がりの問題を考慮しなければなら 添下郡と山辺郡は額田河田連による皮革関係者の統括を通じて、額 表1のように、 山辺郡における額田の地域の広がりとの関係を推測さ 大和国における額田部および額田 添下郡、 その他、『新撰姓氏録』大和国 広瀬郡、 城上郡、 (額田村主ヵ) 山辺郡に

> たと推定されるのである。 氏の勢力圏に合わせて、所布評や山辺評の地域の一部を含むものであっ

の事実に着目して検討するしかあるまい。 平群郡の由来と構成を以上のように考えるとして、次に氏族構成を整平群郡の由来と構成を以上のように考えるとして、次に氏族構成を整理してみたい。先学の研究を参考にして、各郷別に居住氏族を示すと、理してみたい。先学の研究を参考にして、各郷別に居住氏族を示すと、理してみたい。先学の研究を参考にして、次に氏族構成を整理してみたい。先学の研究を参考にして、次に氏族構成を整理してみたい。

『平安遺文』一六三号貞観十二年四月二十三日某郷長解写

郡判

兼擬大領従七位上三嶋県主「宗人」 擬主帳額田部

□□領無位高志連「継俊」 副擬主帳平群「糸主」

八条九里三十六坪・十里一坪に所在する土地の四至記載『平安遺文』二三一号延長六年十二月十七日内供奉十禅師禎果弟子等解

「限北岑并額田部吉雄山

郡判

国司代内竪大中臣

擬主帳平群

国目代平群「弟臣

菅原

検校河内

大領豊科 「安永」

少領額田部「茂業」

擬少領大石

天暦十一年十一月二十三日平群郡の郡判『平安遺文』二五九号天暦六年十一月二十五日安岑高村家地売券

大領兼惣行事額田部「茂業」

#### 表5 平群郡の豪族

	豪 族 名
那珂郷	
平群郷	平群臣(朝臣)、早良臣、馬工連
	都菩(保)臣(朝臣)、紀臣(朝臣)*
	石川朝臣*、発勢朝臣*、穂積朝臣*、高井連*、
	間人宿禰*、 <u>三嶋県主</u> 、高志連、三統宿禰*、
飽波郷	飽波村主、飽波漢人、阿久奈弥評君、膳臣
	?阿刀連(宿禰)、阿刀物部、?中臣熊凝連(宿禰)
夜麻郷	山部連(宿禰)、? 岡本臣、大窪史
坂門郷	大原史、? 坂戸物部、坂戸連
額田郷	額田部連(宿禰)、額田部河田連、
	額田村主、額田邑熟皮高麗、大中臣*、
	?巨勢臣(朝臣)、中臣連(朝臣)、講使、日根連
不明	五百井造*、大石村主*、菅原、河内、豊科、宇自可、
	年 [ ]、多治

(\*は保証刀禰として見える氏、下線は郡司)

行事内竪五百井

権行事右兵衛平群

部氏の関係などを考慮して、 おける旧平群評地域と旧飽波評地域のあり方、 勢力などはわからない。 との関係が不明なものが殆どで、 ていることは大いに注目される。郡司として登場する他の人々は平群郡 どとして登場しているが、平群氏と額田部氏が一貫して郡司に名を連ね 氏族とは思えない氏の者が擬任郡司、 している。この時期の畿内、 譜第郡領であった可能性は高いと考える。 電の郡司に関しては八世紀の史料はなく、平群郡の郡司に関しては八世紀の史料はなく、 確証はないが、平群氏と額田部氏が八世紀以来 額田部氏は旧飽波評地域、 特に大和国の通例として、 単発的に登場するので、在地との関係 雑色人郡司 とすると、 長屋王家の木上司と額田 九世紀後半以降に散見 (「国衙官人郡司」) 先述の平群郡に 元来の譜第郡領 つまり平群郡の

ったためとも憶測されるが、やはり旧飽波評地域では額田部氏の伝統的まいか。郡名に平群の名称が採用されたのは、平群氏の勢威の方が強か国中平野部を代表する有力豪族であったと見ることができるのではある

な勢力が保持されたものと推定される。

の考察に進むことにしよう。 在地豪族としての展開を可能にした条件とは何であったか。 氏が郡領として存続し得たと理解したい。 隆寺の勢力故に在地豪族として発展が困難であり、 制下の郡司として存続しないのは、その勢力基盤となる斑鳩地域での法 写経生の例などが知られる) という点で、額田部連 邁進したためではないかと考えられ、 ぶ飽波評域のもうひとつの有力豪族に比定してみたい。山部連氏が律令 豪族であったと考えられる。したがってこの山部連氏を額田部連氏と並 奉仕を続ける(『日本古代人名辞典』によると、六位程度の中下級官人や 拠地としたことが知られ、 連 同じ幡銘中に登場する山部連との関係は推定できないであろうか。山部 部五十戸」や「山部殿」・「山部名嶋弖古連公」などが見え、 斑鳩地域の古墳との関係は不明であるが、 助督が存し、同氏である場合もあるが、各々別氏である場合もあった。 であったかにも言及しておかねばならない。周知のように、 以外の勢力も存したことになり、もうひとつの政治勢力との関係はどう 女子為父母作幡」とある阿久奈弥評君の氏姓は不詳とせねばならないが 有力豪族として存した可能性を想定したい。幡銘の中に ると、額田部連氏が勢力を有したと考えられる飽波評域には額田部連氏 丘陵の三つの中心が指摘され 但し、 (宿禰)は先掲の平城宮木簡により、奈良時代にも平群郡山部郷を太 平群郡域の古墳分布としては、 もと山部の中央伴造で、中下級官人としての 図 1 、 独自の勢力基盤を有する額田部連 後二者が飽波評域にあたる。 平群谷地域、 法隆寺系遺品の幡銘には「山 では、 額田部連 律令官人への転身に (宿禰) 斑鳩地域、 「阿久奈弥評君 (宿禰) 評には督 次にその と同規模の 山部連氏が 額田 氏の

### (2) 額田寺の檀越

がら、 る って、 方や経済基盤などは不明であり、 接に検討できる材料はないが、 田部氏と額田寺の関係はどのようなものであっただろうか。この点を直 の郡領氏族であり、 よって行われたことはまちがいないと思われる。この額田部氏は平群郡 れたという見解に従うならば、 記載があり、寺院が古墳に代わって豪族の権威を示すものとして建造さ 「額田寺伽藍並条里図」の額田寺の北には「船墓 そのような側面にも触れることができるのではないかと期待され 額田部氏が郡領氏族であることは確かであるが、 「額田寺伽藍並条里図」の記載を手がかりに考察を試みることにし 古墳時代以来、当地に勢威を築いてきた。 他の寺院と檀越の関係などを参考にしな 額田寺の建立は額田部連 檀越としての様相を検討することによ 〈額田部宿禰先祖〉」の その勢力のあり (宿禰) の手に

由改「補三綱」(大同元年八月二十七日官符)などと非難されており、 衆僧, 」(『三代格』巻三霊亀二年五月十七日太政官謹奏)、「有ゝ犯之僧縦 下巻第二十三話)、法令類にも「檀越子孫惣摂「田畝、専養「妻子、不」供 が寺物を利用し、返却しないとする話が散見し(中巻第九・三十二話 それ故に寺院に対して大きな権限を持っていた。『日本霊異記』では檀越 二十三・二十八・三十話、『三代格』巻三大同元年八月二十二日官符)、 その子孫であり との関係を推測する材料となると考える。檀越はまず寺院建立者ないし 額田寺は定額寺であったか否かも不明で、寺院としての位置づけは難し 檀越等種 三綱 寺院檀越のあり方がわかるのは、 」年不」還、 『日本霊異記』には村落レベルの寺院も登場し、額田寺とその檀越 寺田之類恣」情売買、事多;奸濫;」(延暦二十四年正月三日官符)、 |佃寺田||不」納||租米|、 或駈,使牛馬,兼役,家人,」・「寺山樹木任」意斫損、愛憎自 (『日本霊異記』上巻第七·十七話、 或費」燈分稲」不、燃 諸法令と『日本霊異記』であろう。 |夜燈、 中巻第九話、 或貸 二用銭物

> 田園、 酉条、 内雑事 越、 話 共判出付:」(霊亀) 檀越の果す役割は大きかったと評価できる。法令類でも、「其所」有財物 ことになる(『日本霊異記』下巻第二十三話、 事柄をめぐって檀越と寺僧が対立し、殺人にまで発展する事件も起きる が寺院を代表する例も掲げることができる 延喜刑部式には良賤の裁判の時、「主若寺檀越」が列席するとあり、 檀越が寺院の運営・経営に関与するのは違法な行為ではなかった。 第二十三話)や夏安居に都から僧侶を招く話® 面だけではなく、檀越が大般若経書写を発願した話(『日本霊異記』下巻 物・寺田の運営や寺僧の人事にまで介入していたようである。そうした など、寺院の宗教活動に寄与している例もあり、寺院運営において 相共行」其雑務」」(貞観十三年九月七日官符)、 並須 『三代実録』 者 。国師・衆僧及国司・檀越等相対検校、分明案記、 聴、令、暫入、」(『後紀』 弘仁三年四月癸卯条) |年五月十七日太政官奏)、「凡寺家流例自在||三綱・檀 元慶六年八月二十三日条)。但し、こうしたマイナス (『日本霊異記』 上巻第十一 『続紀』宝字七年十一月丁 「檀越有ト可ト勾ハ当寺 などと見え、 充用之日 また

役使されており、 中巻第三十二話によると、紀伊国名草郡三上村の薬王寺 ことから、 の結末である。ここでは酒債を負った麿が役使されたのが薬王寺である の夢の中で訴え、 檀越岡田村主氏による出挙活動が行われていた。その方法は、 を修してやったところ、 を負ったまま死去した桜村の物部麿は、死後牛となり、薬王寺で五年間 倉庫で保管されていたと推定される。この薬分の酒二斗を借りて、酒債 るという出挙の全過程を請負わせるものであり、「薬料物」も姑女の家の 「薬料物」を岡田村主姑女の家に委託して、酒の醸造と利息徴収を行わ 以上のような檀越の姿を具体的に示す話を一つ掲げよう。『日本霊異記 檀越は自家に移された「薬料物」を横領した訳ではなく、 あと三年間の苦役が残っている旨を檀越岡田村主石人 石人は寺僧浄達や他の檀越と相談し、 間もなく牛は寺から姿を消した、 麿のために誦経 (勢多寺) というのが話 薬王寺の では

同様、 かに対照可能な例と考える。 象として取り上げたい。南都の大寺はとても比較とはならず、額田寺と 北方の丘陵部には「船墓」を始めとする額田部氏の墳墓が存するといっ される。そして、寺院の周囲には寺田・畠・林・墾田・岡・池が広がり、 東南の南院・馬屋と記された一画と合せると、六町くらいになると推定 郡司級豪族の寺院の出挙への参画例として、 たろうか。ここではまず寺院資財帳が残るもののうち、広隆寺を比較対 景観になっている。では、これらの土地や寺院伽藍の由来は如何であっ ことにしたい。「額田寺伽藍並条里図」によると、額田寺の寺地は主要伽 良郡の三宅連氏が掲げられる(『大日本古文書』 一四―二六八~二七四)。 を担うのが檀越であったことを如実に物語っていよう。なお、 った苦しみを訴えたのは檀越岡田村主氏であることは、 料物」はあくまでも寺院の物であったことがわかる。一方、麿が牛とな 以上の檀越のあり方を参考にして、額田寺と額田部氏の関係を考える 三町七段余、東方の雑舎の院一町三段三一四歩の計五町一段余となり. 古代氏族の氏寺であり、 八世紀以前から存在する広隆寺だけが僅 観世音寺奴婢帳の筑前国早 実際の寺院経営 その他、

残ったとされており、資財帳に見えるのは承和頃の再興後の姿であると 朝における額田部連氏の活躍と様相が相似する。『平安遺文』一六八号広 の火災で堂塔・歩廊が焼失し、 隆寺資財帳 いうが、基本的な立地はそれ以前のものを踏襲していると推定される. また寺院周辺に寺田・畠などが広がる点も相似する。広隆寺は弘仁九年 によると、 建に関わった秦河勝は廐戸皇子と密接な関係を有した人物であり、 である。秦氏は中下級官人を輩出する氏としても著名であり、この点で も中下級官人・郡領氏族という額田部氏と共通する側面を持つ。また創 広隆寺は山城国葛野郡に存し、 広隆寺の寺院地は六町で(一七五号)、 (貞観十五年)、一七五号広隆寺資財交替実録帳 僅かに東 葛野郡の譜第郡司でもある秦氏の氏寺 ・西・南の大門、 額田寺と規模も近く 四面の築地が (仁和三年)

> ばと思う次第である。 文抄 点で、 いう側面を些かなりとも継承している例が他にないので、 以外に、国家から何らかの位置づけを与えられた可能性があり、広隆寺 は王臣家の進出も窺われる。とすると、額田寺は額田部氏の氏寺という 郡額田郷に存したと見れば、 拝・関与が見られる。また『続紀』宝字元年七月庚戌条には、 年例安居行道」したとあり、 ど、氏としての勢力や広隆寺に対する檀越、あるいは国家の保護という との比較を試み、額田寺について検討する手がかりを得ることができれ と類似の様相を想定することもできるのではあるまいか。豪族の氏寺と 古麻呂・中臣朝臣毛人など王臣諸家の田地の所在と合せて、 に向かわせないようにするというものがあり、この「額田部宅」を平群 巨勢苗麿・牡鹿嶋足らを「額田部宅」で飲酒させ、足留めして、乱平定 呂の乱の計画の一つに、賀茂角足が高麗福信・奈貴王・坂上苅田麻呂 また秦氏は長岡京・平安京遷都に尽力し、藤原氏とも婚姻関係を結ぶな 第三延暦僧録第五守真居士伝によると、藤原魚名は「又於」額田寺 額田部氏とは比較にならないという懸念もあるが、 「額田寺伽藍並条里図」に登場する巨勢朝臣 額田寺にも奈良時代において他氏の者の崇 『日本高僧伝要 敢えて広隆寺 額田の地に

表6によると、広隆寺の伽藍は堂町、政所町、倉町の三区画に分かれ、表6によると、広隆寺の伽藍は堂町、政所町、倉町の三区画に分かれ、表6によると、広隆寺の伽藍は堂町、政所町、倉町の三区画に分かれ、 表6によると、広隆寺の伽藍は堂町、政所町、 2000年の大石では、 2000年の

表 6 広隆寺の伽藍と寺物寄進者

	建物名	基本構造	備考		建物名	基本構造	備考		
寺院地	築地	東60丈・南87丈・西78	南は23丈が瓦葺、その	別院					
6町	J 2	丈・北90丈	他はすべて板葺	塔院	三重塔	檜皮葺	秦忌寸蓑丸・帯主父子		
堂町	金堂	檜皮葺5間、4面庇	懸半蔀は別当玄虚が				が建立		
			造加	ļ	堂	檜皮葺 3 間			
	歩廊	檜皮葺、廻50間			僧房	板葺5間(→7間)、			
	中門	檜皮葺				1面庇			
	講法堂	檜皮葺 5 間、 4 面庇			南門	檜皮葺			
	鐘楼		鐘は僧都道昌の発願	般若院	堂	檜皮葺 3 間、4 面庇・	榎井朝臣嶋長が建立		
	食堂	檜皮葺 5 間、2 面庇	藤原朝臣藤嗣*が奉納			前庇1面			
	僧房	檜皮葺 9 間、西妻庇			僧房	板葺 5 間、 3 面庇			
		板葺 9 間、2 面庇	168号では11間		屋	板葺7間、1面庇			
	}	(南北)		寺東院	堂	檜皮葺 5 間、4 面庇	道昌が建立		
		板葺6間、2面庇			前礼堂	7間	(175号のみに見える)		
		(南北)			僧房	板葺 5 間(→11間)、			
		板葺 6 間、 3 面庇				4面 (→3面) 庇	,		
		(南北+?)			屋	板葺 5間、3面庇	(175号のみに見える)		
	宝蔵南倉	檜皮葺			屋	板葺 3 間、1 面庇	(168号のみに見える)		
	北倉				倉	檜皮葺			
政所町	長倉	檜皮葺、隔5間			倉	板葺			
	倉	草葺(→板葺)	公廨倉か		門屋	板葺			
	甲小居倉			新堂院		檜皮葺 5間、4面庇	(175号のみに見える)		
	政所庁屋	板葺7間、2面庇	168号に新造とある		前礼堂	7間	大別当玄虚が建立		
	厨屋	板葺11間、北庇			屋	板蓋5間			
	大炊屋	板葺5間、2面庇		l	堂	檜皮葺 5 間、4 面庇・	在原朝臣行平が建立		
	湯屋	板葺5間、1面庇			134==	前庇			
	厩屋	板葺 5 間、1 面庇	(-1 -2   PH - )		僧房	檜皮葺13間、4面庇			
	門屋 客房	板葺   板葺 5 間、 2 面庇	(政所中門か)		<b>倉</b> 屋	槍皮葺			
	谷店			±4/m (4	7_22	板葺 5間、3面庇 、その他)の寄進者			
	倉代	( 判4 <b>し</b> ) 	   2 合(1 合受20石、1 合				胡氏自子 出体 (清和)		
]	AIV		受9石)	全   仁明天皇、文徳天皇、女御(仁明)藤原朝臣息子、尚侍(清和)   源朝臣全子(嵯峨源氏、母は当麻治田麻呂の女、源潔姫の同母妹)、					
<b></b>	南大門	檜皮葺	× 3 'U1				安倍弟澄命婦、城部淡海		
	東大門	檜皮葺	新堂の前に立っている				首、尾張国愛知郡物部氏		
] ]	西大門	檜皮葺	MILE SHOTE SECTION				师親王、僧都道昌(讃岐)		
倉町	東一倉	草葺	寺家以西畠に所在				)、榎井朝臣嶋長、都宿		
	東二倉	草葺				、良階貞範、秦宿禰貞林			
[	東三倉	草葺 (→板葺)	10	雪持、	秦忌寸貞吉				
	小倉	板葺							

<sup>※『</sup>平安遺文』168号、175号を併考して作成。異同は注記した。

<sup>\*</sup> 藤原藤嗣は魚名の三男鷲取の子、母は藤原良継女。

たことが想像される。 者が寄進した可能性も高く、檀越額田部氏が額田寺の伽藍整備に寄与しあろう。とすると、額田寺の別院南院は主要伽藍建立後に、額田部氏の九日条卒伝)が、やはり秦氏ということで広隆寺の復興に尽力したので

種目と面積は次の通りである。 次に寺周辺の寺田・畠などの意味について言及したい。周辺の土地の

a田・畠…寺田二町一段一六五歩、寺畠二町六四歩

四段二〇歩(小計一町二段三五五歩) 垣陸田一段二八歩、寺厩田六段二三四歩、竈門田一二五歩、槻本田も寺院とその近辺の土地…寺院五町一段一八七歩、垣内田三〇八歩・

d墾田…寺田墾三○歩、寺新家田三段二三○歩、寺小荒木田一町一二橡林二三五歩(小計三町一○七歩)。 c 林…寺林七段七二歩、寺楊原一町五段一二二歩、寺栗林七段二八歩、

○歩(小計一町四段一○歩)

六三歩〕 - 六三歩〕 - 六三歩〕 - 一九町七段 - 一九町二段六三歩 - 一九町二段六三歩 - 一九町二段六三歩 - 一九町二段六三歩

四日詔に「但氏々祖墓及百姓宅辺、栽」樹為」林、 野占拠の禁止令が出されている。但し、 併数万頃田 恣」情駈使、 いては、『書紀』大化元年九月甲申条「其臣連等・伴造・国造各置』己民 院周辺の林も三町余と大きなウエイトを占める。こうした山川藪沢につ とって船墓の所在する北方の岡の重要性を窺わせる数字である。また幸 に対して、寺院地はそれ程差がないが、 先掲の広隆寺の寺院地六町、 一六三歩とかなり少なく、またその半分くらいは岡であり、額田寺に 又割,国県山海林野池田,、 或者全無一容」針少地」」と非難され、 水陸田五八町一段二七八歩(一七五号) 以為二己財一、争戦不」已、 『三代格』 額田寺の周辺の土地は一九町七 并周二三十許歩不」在 卷十六慶雲三年三月十 八・九世紀にも度々山 或者兼

禁限「焉」、延暦十七年十二月八日官符に「但元来相伝加」功成」林非「

部氏にとって額田寺の存在やその周辺の土地は極めて重要な経済基盤と 田以外にどれ程の土地を有していたかは不明であるが、上述の寺田や寺 物に対する檀越の関与や寺院に関わる経済活動の存在から考えて、 法令も見えている(巻十九延暦二年六月十日官符)。額田部氏が郡司職分 官符)、「私立「道場」、及将「田宅園地」捨施、并売易与」寺」ことを禁ずる 先に触れた檀越の行為に関する法令の中にも、 側面が弱い畿内の郡司にはそのような経営の展開は困難であろう。一方 越前国足羽郡大領生江臣東人や『続紀』宝字五年二月戊午条「越前国加 あり(『三代格』巻三延暦二十四年正月三日官符、大同元年八月二十二日 五月庚申条「禁ニ諸寺競買」百姓墾田及園地、永為ニ寺地ニ」などとあり 比年之間、 賀郡少領道公勝石、出」拳私稲六万束、以」其違勅、没」利稲三万束」」の かに少ない額である。 田 『続紀』天平十八年三月戊辰条「太政官処分、 ように、大規模な開墾や出挙経営を行う例があるが、在地首長としての 先述のように、額田部氏が平群郡の郡領とすると、国家的給付は職分 六町ないし四町であり 占買繁多、於、理商量、深乖、憲法、宜、令、京及畿内嚴加、禁制」、 畿外の郡司には墾田一○○町を東大寺に寄進した (田令職分田条)、額田寺の寺田等と比べてはる 凡寺家買」地、 畿内を対象としたものも 律令所」禁

なり得たと推定される。また寺院北方の丘陵部は「氏々祖墓」に該当す

る とともに、 寺は額田部氏と密接不可分のものであり、 《や将来の開墾地としての価値もあったと見なされる。 したがって額田 「船墓 その存在も周辺の土地を占有する根拠となったと考えられ、また牧 〈額田部宿禰先祖〉」を始めとする額田部氏の墳墓が存在してお 経済的な価値も大きなものであったと見ることができる。 豪族額田部氏の権威を支える

族としての一般化の可否などについて言及し、本章のむすびとしたい 形態の中に位置づけ、 たと思う。最後にこうした額田部氏のあり方を畿内郡司氏族全体の存在 の中下級官人、畿内の郡司氏族としての額田部氏の姿を描くことができ な意味を持ったことなどを述べた。第一節での検討と合せて、 田寺の檀越としてのあり方の推定や額田寺の存在が経済的な面でも大き 本節では、 平群郡の譜第郡領氏族としての額田部氏の位置 以上の考察で触れられなかった側面や畿内郡司氏 律令制下 額

#### 3 畿内郡司氏族の様相

『延喜式』には次のような畿内の郡司に関わる規定が存する。 凡畿内郡司患解・服解 聴」復,任本職

侍解等、

凡畿内郡司、 六年成選

b

**民**語上式 凡畿内調物者、 京。 専当国司部領納 京庫。 其郡司者不」可 バス

るものであり、 このような特例的措置の存在は、 近年その位置づけについて二つの側面から検討が試みら 畿内郡司の特別な位置づけを窺わせ

いう手続きで任用されるが、弘仁式部式・延喜式部下式の試郡司の規定 まず郡司は国擬→式部省銓擬 一六道 「先引 東海道一国朝集使及郡司等 屯 立庭中」」と、 〈除」西海道:〉 勘訖」と、 (試郡司) 大宰府が式部省に代わって銓擬を行 →読奏→任郡司 東海道から始ま (郡司召) خ

う立場、 り、 四日太政官符で任用を決定しており、 抄 奕世門地、 ではあるが)ことなど、 や脱漏と簡単に片付ける訳にはいかない こと、弘仁式だけならまだしも、延喜式でも畿内が見えないのは、 が参加していることはまちがいないが、肝心の試郡司参加の確証がない ことなどの疑問があり、 考への転換が何故試郡司からの除外につながるのかが説明されていな 考え、弘仁式文は畿内への言及を省略あるいは脱漏したものであって 制という国家機構に編成する律令制存立の基盤に関わるものであるとい から、八世紀には畿内郡司も試郡司の対象であり、畿内郡司の内考への 郡司は試郡司に登場しないとする見解、 この点については、 つまり畿内郡司が試郡司に現れない内容になっていることが注目される う西海道 (『続紀』 大宝二年三月丁酉条) を除く六道について行うこと、 式部省に参集するとしても、 れている。②に関しては、天平七年格によって十二月一日に畿内郡司:88 実際には畿内郡司も式部省銓擬を受けたと説明する、などの意見が呈さ 郡大領の名が記されていることなどから、畿内郡司も試郡司に与ったと また『北山抄』によると、天慶九年の郡司召 式部省銓擬のあり方の変更は たと見るべきであって、試郡司は畿内・外を問わず、在地首長層を郡司 長徳二年十月十三日条の読奏の難に 第七天徳三年四月五日摂津国司解では、 畿内を代表する天皇が畿外の首長と対決する舞台であるから、 (bの法源となる後掲d) によって、弘仁式の畿内の除外に帰結し ③ [西宮記] · 『北山抄』 試用擬任、 ①郡領銓擬は畿外の政治集団との 性識清廉、 充分に納得できない点が残る。但し、 ③についても、読奏や任郡司の儀式に畿内郡司 試郡司に与るか否かは不明であること、 「畿内七道諸国」を対象としたものである の読奏には「畿内」の訓が見え、『小右 足」為「郡領」」として推挙し、 この間、 ②『続紀』天平七年五月丙子条の 「摂津国不」注「朝集使」」とあり (延喜式の杜撰との説明も可能 住吉郡大領を (任郡司)には河内国志紀 国解をどこでどのように 「外交」の場であ 「譜第正胤 『類聚符宣 十一月十 内

ず、現段階では⊕も確説とは見なし難い。司は式部省で試郡司とは別の形で審査に与ったことが証明されねばならたと見るのが自然であろう。とすると、①が成り立つためには、畿内郡処理したかを考えると、読奏の前提として式部省で何らかの審査があっ

以下のような指摘がなされている。 次に試郡司をめぐる論争でも言及された畿内郡司の性格に関しては、

## d 『後紀』延暦十八年四月壬寅条

之日、 准 庶、 公卿奏曰、大和守従四位下藤原朝臣園人解偁、 |於外国、不」可;;同日。 者。 一居,内考。許」之。 任用得上人也。 而外考之官、 各競辞退、 臣等商量、 郡務闕怠、 夫高爵以之彰」勲、 不」得「貽謀、准」於諸国、亦無」潤」身。 而畿内諸国、 如今所」申穏便、 率由」於此。伏請居」之内考、 近接」都下、 厚賞以之酬」労、 誠合「進昇」。伏望五国郡 駈策之労、 郡司之任、 所-以勧:励士 尤是殊甚 将」勧三後 是以擬用 所」掌不

但或服解後不」堪言復任了 勘 非 実病得」痊処置未 藤原朝臣葛野麻呂宣、 不」可以同日。今件人等未以出身 畿内諸国符 偁、 応\_諸郡司病損之後不」預「他色」依」旧復任及還本」事。 難 従 『三代格』巻七天長二年閏七月二十六日官符(「 、実一従、還本。 若有、国司受、彼請託、輙解却、者、准、状科附、 ||啻闕||郡務|、誠是欺||犯朝章|。伏望、自」今以後有||斯類| 者、 抑 |寛典|、庶遏||奸源||以励||後進一」|者。 五国郡司 検」案内、太政官弘仁八年正月廿四日符偁、 然而人情詭濫、 一居...内考.率由、 右大臣奏状偁、 的。 奉」勅、 又貪濁有、状無、故不、上、 真偽叵」信、 或雖、居、職不、堪時務 依,奏」者。 |前相競如」林、 近接。都下、 依二太政官去延曆十八年四月廿八日 推。尋事迹 中納言 然則詐病還本、 駈策殊甚、 既得」考後好称 」=弘仁八年官符 非」無「疑渉」 省例還本事無、疑。 正三位兼行民部卿 「今月廿三日下」五 如」此解任、 右得 准 格意明白 於外国 式部省解 詐病 国司 概由 不

> 自絶。 実病得」痊待」闕之間、 更用復任。不」堪二釐務:者、 之後解却之人,七十二人。望請、実病之人者、 」叨」内考之栄、還足」致「濫偽之源。 ||病患|、解却之後、仍称||病痊|、 望請,官裁者。 左大臣宣、 従一於抑退、 省家閱、帳為、欺、朝章、 奉、勅、 規二去本職 不」預二他考。 如」聞、 件郡司等遁、職之日、巧 「求」入他選。 仍勘 . 格出 国司研、実毎、得、痊癒 然則人皆懲慎奸迹 将 従 三還本。 其

衛大将従三位藤原朝臣基経宣、 国 彼耻、 郡司、 致,,経遠之図。但自余郡司不,改,前例,者。中納言従三位兼左兵衛督 清原真人夏野宣、奉」勅、 典以上被」補,郡司。若有「罪過、依」法令」贖。 河内国 符偁、 安世奏状偁、 一応ュ贖಼郡司罪¡事。右撰格所起請偁、 伏望、下二知五畿内及七道諸国六 至」有:闕怠、必加:刑罰、雖と各拠、時格,以望。爵級よ 風俗由、厥長衰、郡吏以、之逃散。 遂致□逃遁。凡決□罰郡司、法家不¬聴、格式無¬有。 前年之間、 「別当正三位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良峯朝臣 水旱相仍、 依、奏」者。 奉」勅、 百姓凋瘁、 令」知!!鴻恩 如今此格只下言 依 太政官天長三年五月三日下 所以頃年以,諸司主典,任 然則不」去。其職、 或合門流移、 者。 国 中納言兼左近 伏請、 未、施 而不」忍 主 必 諸 用

が増大したとあり(e)、dの方策は成功したかに見えた。 の奉仕など、中央政府への奉仕が繁多であったと推測されることとも符 重視したとも評価されている。 司任用は在地首長としての側面の欠如を示すと言われる。また在地有力 畿内では官位目当てで郡司になるという特色があり、 することができなかったという見解が呈されている。 属関係を形成し得ていないので、 外のような在地首長としての側面はなく、人民に対して強力な支配 による民衆の個々の把握が進んでいたという指摘から、畿内郡司には畿 ト王権以来中央政府の勢力基盤であり、籍帳支配や雇役制によって政府 利用されたのである(e)。以上のような平安初期の状況と、畿内はヤマ 詐って病と称し、 は彼らが求めたのは中央官人と同じ内考の官職であって、 合していよう。そこで、dで畿内郡司を内考としたところ、 者と中央官人という選択肢を有した畿内の氏族は、中央官人への志向を 郡司を解替され、中央官人への転身を図る方便として 部内に勢力を扶植したり、 fの諸司主典の郡 d・e によると しかし、 郡司就任後 郡司希望者 私富を蓄積

以下、私なりに畿内郡司のあり方を検討したいと考える。以上の試郡司の有無と畿内郡司の位置づけに関する研究を手がかりに、

## g『続紀』宝亀三年四月庚午条

凡高市郡内者、檜前忌寸及十七県人夫満、地而居、 馭宇天皇御世、 檜前忌寸、任二大和国高市郡司 元由者、先祖阿智使主、 正四位下近衛員外中将兼安芸守勲二等坂上大忌寸苅田麻呂等言、 是以天平元年十一月十五日、従五位上民忌寸袁志比等申『其所由』 不...必伝...子孫、 家麻呂転二大領 以一外正七位上文山口忌寸公麻呂一任一大領。 以,内蔵少属従八位上蔵垣忌寸家麻呂、 率;十七県人夫,帰化。詔賜;高市郡檜前村,而居焉。 而三腹逓任、 以二外従八位下蚊屋忌寸子虫、 四二世于今。奉」勅、 任少領。 他姓者十而一二焉。 今此人等被,任 任少領。 宜上莫」勘 軽嶋豊明宮 天平十一 以 天 警 郡

、聴与任言郡司。

## 『三代実録』元慶三年十月二十二日条

h

御世、 史姓。 河内国高安郡人常陸権少目従八位上常澄宿禰秋雄・権史生従八位上 祖後漢光武皇帝・孝章皇帝之後也。裔孫高安公陽倍、天万豊日天皇 位子従六位上常澄宿禰秋原等六人、賜」姓高安宿禰。秋雄等自言、 位上常澄宿禰宗吉・河内国高安郡少領従七位下常澄宿禰宗雄・式部 常澄宿禰秋常・河内国検非違使従七位下八戸史野守・安芸医師従八 望請改二八戸・常澄両姓、復 立二高安郡。陽倍二字、意与二八戸両字一語相渉、 末孫正六位上八戸史貞川等、 本姓高安也 承和三年改 八戸史、 仍後賜二八戸 賜 ||常澄宿

## 『三代実録』元慶五年五月九日条

`二月十三日東大寺飛驒坂所公験案(『大日本古文書』二五─二○四)に擬 よれば、 平三年段階では、天平七年格による国擬者以外の副申者の申送とそれに の記述は、 例は擬任郡司の段階ではあるが、国司による郡司銓擬の意志が譜第氏族 年蔵垣忌寸家麻呂・蚊屋忌寸子虫の大・少領独占以後でも、 の上奏があったとあり、 ら高市郡司が出たことは事実であり、 高市連氏の登用にあったことを窺わせるものと言えよう。したがってg 大領従七位上高市連屋守・擬少領無位高市連広君が見えており、 と思われる。『書紀』天武元年七月壬子条に大領高市県主許梅、 かに記されているが、実は元来高市県主(連) まずgの高市郡の場合は、gによると東漢直氏の勢力が絶大であった 河内国高安郡人右兵衛無位常澄宿禰藤枝、 位子無位常澄宿禰季道・無位八戸史善賜□姓高安宿禰。去元慶三年藤 枝等父並改。本姓、賜」高安宿禰、藤枝等脱漏不」載「官符。故追賜」之。 天平三年蔵垣忌寸家麻呂の少領任用の際には、 ある程度割引いてとらえる必要があるが、東漢直氏の一族 今回も坂上苅田麻呂の上言が行われている。 問題はその任用方法である。 が譜第郡領氏族であった 右近衛無位常澄宿禰常主 民忌寸袁志比等 勝宝八年十 天平十一 後者の g に

基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓擬施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓規施行以前であるから、家麻呂の任用は国擬→基づく実質的な式部省銓規施行以前であるから、家麻呂の任用は国拠→基づく実質的な式部といる。

擬→式部省銓擬 摂津国住吉郡 よる郡司の地位確保の例とも合致している。 内郡司にも適用されたことを示すものであり、 紀伊郡(秦忌寸)・宇治郡(宇治宿禰)・相楽郡(掃守宿禰)、大和国吉野 考えられる例もある。郡司の一覧表を見ると、山城国葛野郡 「類聚符宣抄」の摂津国司解の存在と譜第に基づく郡司任用の事例は、 但し、一方で、 (吉野連)・宇陀郡 (宇陀公)、河内国錦部郡 (錦部)・高安郡 (八戸史) 八世紀以来の譜第氏族が郡司に就任している例が存する。先掲の (津守宿禰)・嶋上郡(三島県主)など、九世紀に入ってか (試郡司)→読奏→任郡司の手続きによる任用方法が畿 畿内においても意外に譜第郡司が勢力を有していたと 以上のような譜第氏族に (秦忌寸)・ Ŧ

とする見解を紹介したが、譜第郡司が畿内でも存続しているとすると、けとして、在地首長としての側面は弱く、中央官人任用への志向が強いについては、結論は保留しておかねばならない。次に畿内郡司の位置づまり、それは果して式文における畿内の全面的不記載につながるか否かまり、それは果して式文における畿内の全面的不記載につながるか否かまり、それは果して式文における畿内の全面的不記載につながるか否かまり、それは果して式文における畿内の全面的不記載につながるか否が出いた。

豪族、 即ち、 になろう。 両立を得てこそ畿内中小豪族の存立基盤を確保し得たのだと考えたい。 の二つの側面は畿内の郡司氏族にとってともに重視すべき要素であり、 中下級官人としての活躍も見られる。こうした畿内郡司氏族の姿をよく 平群郡の諸第郡司の地位を保持していると考えられ、同時に律令制下の 能であり、 とすると、 かに在地首長としての側面は弱いのであるが、在地豪族と律令官人、こ 権威・勢力を保つと同時に、中下級官人として出仕する者もおり、 示すのが、 この意見には修正が必要となろう。本稿で取り上げた額田部氏の場合、 律令官人の両側面を一族で分担しているのである。 したがって確 改氏姓申請者の顔ぶれを見ると、郡領や国検非違使など在地での h・iの河内国高安郡の八戸史一族ではないかと思われる。 中小豪族の生き様を具体的に示す事例として注目されること 額田部氏を畿内郡司のあり方の 一つの典型と見なすことも可 在地

大和郡山市史』史料集(一九六六年)五八額田寺新故禁制度なみに、『大和郡山市史』史料集(一九六六年)五八額田寺新故禁制度書)、平安京移貫後の額田部宿禰のあり方は不詳とせねばならない。とは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存するととになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。したがってとは別の形で行ったと推測される事例が存することになる。

定置断簡には、嘉元年間(一三〇三~一三〇五)の故禁制条々事に続いちなみに、『大和郡山市史』史料集(一九六六年)五八額田寺新故禁制

続を考える時、

いと思う。この点は中・近世の額田寺や周辺地域の検討に譲ることにし 大寺の末寺化を経ていたとはいえ、額田寺のこの地域における権力の存 存在が窺われる。中・近世の額田部氏の行方は不明であるが、既に西 「於。額田郷内検断等、不、可、為。違乱。事」とあり、額田寺の検断権 **、その檀越としての額田部氏の存否も考慮されねばならな** 

### むすび

古代の額田部氏のあり方の考察はここで終えることにしたい。

きるとまとめることができよう。 より具体的に畿内郡司氏族の諸相を知ることのできる事例として評価で 官人、王臣家との関係、 額田部氏も、この畿内郡司氏族の一つの典型であり、律令制下の中下級 官人と在地豪族の二面を備えた存在であったのである。本稿で検討した を担う存在であった。同時に郡司として在地での勢威も保持し、中下級 実務運営を支え、律令制下においても中下級官人として国家の日常業務 畿内の中小豪族として、名代の部管理者や品部などとしてヤマト王権の あり方を描き、合せて畿内郡司氏族の特色に言及した。畿内郡司氏族は 時代から平安時代初期頃までの史料によって、 小稿では、 「額田寺伽藍並条里図」 譜第郡司、 氏寺の経営と檀越としての関与など の理解の一助として、ヤマト王権の 額田寺の檀越額田部氏の

検討できるその他の例の「発掘」を期待して、蕪雑な稿を終えたい。 に考える事例として注目すべきことを強調し、 以上、額田部氏や額田寺の歴史は、畿内中小豪族の存在形態を具体的 また畿内豪族のあり方を

#### 註

- 1 八三年)などを参照 塙書房、一九七一年)、 楢崎干城編「日本古代ウジ族関係論文目録(I)」(『日本書紀研究』第五冊、 高島正人『奈良時代諸氏族の研究』(吉川弘文館、 一九
- などが掲げられる。 鈴木靖民『掃守氏と相楽神社』(『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八 における中・小氏族の在地動向」(『日本古代史叢説』慶應通信、一九九二年)、 県主」(『日本書紀研究』一九、塙書房、一九九四年)、田島裕久「平安中・後期 要因」(『東アジアの古代文化』六八、一九九一年)「古代河内の反乱伝承と三野 て」(『日本歴史』五〇七、一九九〇年)、「三野県主、美努連の性格とその形成 族社会』吉川弘文館、一九七八年)、b「県犬養橘宿禰三千代をめぐる憶説 五年)、小林敏男『古代王権と県・県主制の研究』(吉川弘文館、一九九四年 (『日本歴史』二九八、一九七三年)、前田晴人「河内三野県主の服属儀礼につい (『宮都と木簡』吉川弘文館、一九七七年)、長家理平「古代中小豪族の考察. 畿内中小豪族の研究としては、岸俊男 a 「山背国愛宕郡考」 (『続律令国家と貴
- 3 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第三(吉川弘文館、一九八二年)二六1
- 4 前田晴人「額田部連の系譜と職掌と本拠地」(『日本歴史』 五二〇、一九九一年)
- 5 実際ヤタベ、ヌカタベという訓が示されている場合もある。 『和名抄』の八田郷は矢田部、額田郷も額田部と関連付けて説明されており
- 6 一九六二年)。 喜田新六「桓武朝にはじまる地方人の京都貫附について」(『桓武朝の諸問題
- 7 九八六年)による。 田中卓「『紀氏家牒』について」(『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会、
- 8 定している。後者とすれば、摂津地域にも馬飼集団が存したことになる。なお、 店、一九九四年)三一頁注一九は大津を河内の和泉大津か摂津の難波大津に比 河内・倭以外では、天平五年山背国愛宕郡計帳に八坂馬養造姓者が見えており (『大日本古文書』一―五四三)、愛宕郡八坂郷を本拠地としたものと考えられる。 『書紀』雄略二年十月丙子条には大津馬飼が見え、『日本書紀(三)』(岩波書
- られる。但し、後述の河内○○馬飼部造のような、倭+地名の馬飼の例はない ということである。 (現奈良県磯城郡田原本町大字唐古あるいは大字蔵堂)を本拠としたものと考え 二条大路木簡の中に室原馬養造姓が見え(城二四―八)、大和国城下郡室原郷
- 『続紀』天平十六年二月丙午条によると、律令制下では馬飼が卑賤視されてい

明久「継体天皇の周辺」(『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、一九九五年) な存在であったと考えられる。なお、継体と河内馬飼の関係については、前川 たことがわかるが、それ以前にあっては多様な活動を行い、国家にとって重要

- これは渡来系氏族の例であるが、生駒山東麓以外にも馬の伝承が存する。また 勝宝六年十一月十一日知牧事吉野百嶋解(『大日本古文書』四―三一)によると 吉野郡に牧が存したことがわかる。 なお、註(9)も参照 『書紀』欽明七年七月条に今来郡檜隈邑の人川原民直宮が良馬を得た話があり
- 佐伯註 (3) 書四○七頁~四○八頁。

 $\widehat{12}$ 

 $\widehat{13}$ 

- 前田註(4)論文
- <u>14</u> 頁~三五一頁。 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第五(吉川弘文館、一九八三年)三五〇
- 年)は道慈を額田部連氏と見て、額田寺との関係を考えている。 狩野久「額田部連と飽波評」(『日本古代の国家と都城』東大出版会、一九九○ 福山敏男「額安寺」(『奈良朝寺院の研究』綜芸舎、一九七八年)二四頁。なお.
- 16 井上薫「道慈」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九六一年)。
- 17 一条冬良『後妙華寺殿令聞書』所引の一条兼良の説。
- 18 野村忠夫「国造姓についての一試論」(『信濃』二四―七、一九七二年)。
- 造·県主関係史料集』(近藤出版社、一九八二年)、新野直吉 a 「額田国造今足 本』角川書店、一九七〇年)、早川万年「和珥部臣君手と大海人皇子の湯沐邑 をめぐって」(『日本歴史』二六○、一九七○年)、b「国造の世界」(『古代の日 (『岐阜史学』九一、一九九六年)など。 栗田寛『国造本紀考』(近藤出版部、一九〇三年)、佐伯有清・高嶋弘志編『国
- 『古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、一九九○年)の当該項を参照
- $\widehat{21}$ 狩野註(15)論文。
- 喜田註(6)論文。
- 本位田菊士「額田部連・額田部について」(『続日本紀研究』二三八、一九八五
- $\widehat{24}$ 直木孝次郎「複姓の研究」(『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八年)。
- $\widehat{25}$ 事件で没落したと見る。 本位田註(23)論文は、額田部湯坐連を額田部連の本宗家と考え、本宗はこの
- $\widehat{26}$ 吉川弘文館、一九七六年)五一六頁によると、「熟皮」は馬皮の油鞣し処理を示 本位田註(23)論文。なお、前沢和之「古代の皮革」(『古代国家の形成と展開.
- る要素と考えるところに眼目があり、本来の本拠地は河内国河内郡額田郷とし 前田註 (4) 論文。この見解は神魂命系の額田部氏を三野県主の権力を構成す

<u>29</u>

- 六三年)。 佐伯有清「新撰姓氏録序説」(『新撰姓氏録の研究』研究篇、吉川弘文館、一九
- った可能性が高いと述べる。 は、額田部連、額田部河田連を左右馬寮の伴部である馬部の名負氏の一員であ 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第四(吉川弘文館、一九八二年)四九頁
- るが、「額田部」瓱玉の命名から見て、額田部氏の中での玉作りという見方をと を三野県主の下にヤマト王権に奉仕した氏として並列的にとらえようとしてい る方がよいと思う。 佐伯註(3)書二六三頁。なお、前田註(4)論文は、額田部連・額田部瓱玉
- 佐伯註 (3) 書二〇九頁。

- 男「「額田部臣」と倭屯田」(『末永先生米寿記念献呈論文集』一九八五年)など。 亮『日本上代に於ける社会組織の研究』(磯部甲陽堂、一九二九年) 一七一頁、 新野註(19)a論文、本位田註(23)論文など、(ハ)狩野註(15)論文、岸俊 (イ)田中巽「額田部について」(『兵庫史学』二一、一九五九年)、(ロ) 太田 落合重信「額田部とその性格」(『兵庫史学』三一、一九六二年)。
- 33 落合註 (33)、本位田註 (23) 論文など。
- $\widehat{36}$ 執筆)、岸註(3)論文、黛弘道「古代王権の成立」(『物部・蘇我氏と古代王権」 吉川弘文館、一九九五年)など。 拙稿「出雲地域とヤマト王権」(『新版古代の日本』四、角川書店、一九九一年) 『国史大辞典』ⅠⅠ(吉川弘文館、Ⅰ九九○年)「ぬかたべ」の項(吉村武彦氏
- <u>37</u> 直木孝次郎「人制の研究」(『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八年)。
- (38) 鎌田元一「大王による国土の統一」(『日本の古代』六、中央公論社、一九八六
- <u>39</u> 狩野久「部民制」(『講座日本史』一、東京大学出版会、一九七〇年
- (4) 武廣亮平「額田部臣と部民制」(『古代王権と交流』七、名著出版、一九九五年 も、額田部を額田部皇女の名代と見ている。
- 達天皇系王統の広瀬郡進出について」(『日本書紀研究』第一四冊、塙書房、 の経営について」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年)、平林章仁「敏 九八七年)など。 仁藤敦史a「「斑鳩宮」について」、b「「斑鳩宮」 の経済基盤」、c「「斑鳩宮」
- 仁藤註 (41) a 論文。
- 平林註(41)論文。
- (『日本の古代』一二、中央公論社、一九八七年)一七四~一七五頁でも言及さ 額田部連比羅夫と海石榴市との関係については、和田萃「市・女・チマタ」

- 王邸宅と木簡』吉川弘文館、一九九一年)など。吉川弘文館、一九六一年)、拙稿「長屋王邸宅の住人と家政機関」(『平城京長屋(45) 井上薫「舎人制度の一考察」、「トネリ制度の一考察」(『日本古代の政治と宗教』
- 年)、『松山古墳1』(一九九一年)、『松山古墳Ⅲ』(一九九三年)などによる。(46) 大和郡山市教育委員会『額田部狐塚古墳周濠部発掘調査概要報告』(一九八四
- (47) 西嶋定生「古墳と大和政権」(『岡山史学』一〇、一九六一年)。
- 会、一九八五年)。 会木靖民「倭の五王の外交と内政」(『日本古代の政治と制度』続群書類従完成
- (50) 本位田註(3)、前田註(4)論文、本位田菊士「河内馬飼部と倭馬飼部」中字マツカサ」と見えるものと思われるという。
- れている。 トリア』一五〇、一九九五年)では隋使入京ルートや額田部氏の役割が述べらお、山川均「大和における七世紀の主要交通路に関する考古学的研究」(『ヒス(51) 胡口靖夫「美努王をめぐる二、三の問題」(『国史学』九二、一九七四年)。な
- 遷」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年)を参照。(52) 外交儀礼の全般的流れについては、拙稿「古代難波における外交儀礼とその変
- (5) 村井章介『東アジア往還』(朝日新聞社、一九九五年)参照。
- 紀要』11、一九九六年)も参照。 一「対外交渉において官人の外貌が有する政治的性格」(『名古屋明徳短期大学54) 凡河内直氏の外交面での役割については、註(52)拙稿を参照。なお、加藤順

- (56) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年)二〇四百(55) 黒田裕一「推古朝における「大国」意識」(『国史学』一六五、一九九八年)。
- 世山晴生『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年)二〇四頁。 
  一年、日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年)二〇四頁。 
  一九六五年)。なお、佐伯昌紀「寺家知事考」(『寺院史研究』四、一九九四年)は、法頭を中央統制機関ではなく、各寺院毎に檀越の中から選任された四年)は、法頭を中央統制機関ではなく、各寺院毎に檀越の中から選任された四年)は、法頭を中央統制機関の確立過程」(『日本古代国家の研究』 
  岩田寺との関係如何が問題となるが、額田寺の創建の問題とともに保留と頭と額田寺との関係如何が問題となるが、額田寺の創建の問題とともに保留と頭と額田寺との関係如何が問題となるが、額田寺の創建の問題とともに保留と頭と額田寺との関係如何が問題となるが、額田寺の創建の問題とともに保留と可と記述されている。
- この点は前田註(4)論文でも指摘されている。

 $\widehat{59}$   $\widehat{58}$ 

- +)参照。 | 拙稿「橘家と恵美太家」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二○○○
- 頁参照。 (60) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』(岩波書店、一九八三年)四二四~四四.
- (1) 黛弘道「冠位十二階考」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年)。 高ことはできると思う。
- など。 など。 など。 など。 で加索本簡」(『長屋王家本簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年) について」(『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館、一九九五年)、拙稿「二条大 について」(『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館、一九九五年)、拙稿「二条大 と文化』吉川弘文館、一九八七年)、鬼頭清明「二条大路出土の門号記載本簡 はと文化』吉川弘文館、一九八七年)、鬼頭清明「二条大路出土の門号記載本簡 の政
- 笹山註 (3) 論文。
- 稿参照。
- 笹山註(56)書第二章。
- 東野治之『木簡が語る日本の古代』(岩波書店、一九八三年)二二~二九頁。
- 長屋王関係では佐保に勤務した額田児君(城二一―一〇)や額田直持末呂(城) なお、額田氏の例であるが、藤原麻呂家に仕えた額田根万呂(城二九―二〇)、
- (9) 岸註 (2) a 論文。

二七一一七)なども知られる。

- 一九九一年)、岩本次郎「木上と片岡」(『木簡研究』一四、一九九二年)など。(70) 福原栄太郎 [長屋王家形成についての基礎的考察」(『続日本紀研究』二七七
- (7) 拙著『長屋王家木簡の研究』(吉川弘文館)第一部を参照。
- (72) 平林註 (41) 論文。
- (3) 大津透「律令国家と畿内」(『律令国家支配構造の研究』 岩波書店、一九九三年)。
- (74) 狩野註 (15) 論文。
- 辰巳註(50)論文。

<del>75</del>

- 川弘文館、一九九一年)。 加藤謙吉「平群地方の地域的特性と藤ノ木古墳」(『大和政権と古代氏族』 吉
- 九八六年)。(7) 岸俊男「古代の画期 雄略朝からの展望」(『日本の古代』六、中央公論社、
- 九八四年)参照。(18)米田雄介「郡司一覧」(18日本史総覧」補巻中世三・近世三、新人物往来社、一(28)米田雄介「郡司一覧」(18日本史総覧」補巻中世三・近世三、新人物往来社、一
- 2) ・ 長:1m 「「ここ」にすりなった」となると、2~~~~(『1~~~1)(7) ・ 拙稿「評の成立と評造」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)参
- (8) 浅井和春「東京国立博物館保管上代裂の銘文について」(『MUSEUM』三() 浅井和春「東京国立博物館保管上代裂の銘文について」(『MUSEUM』三
- (『日本史研究』三七九、一九九四年)参照。(紀) 都の僧侶が地方との通交を持ったことは、鈴木景二「都鄙間交通と在地秩序」
- (8) 太田愛之「古代村落の再編」(『日本史研究』三七二、一九九三年)。
- (84) 井上満郎「墨書土器「鵤室」の文献学的考察」(『北野廃寺発掘調査報告書』京本ることを留保条件としておきたい。
- ことから、上宮王家や推古天皇との関係を考慮すべきであるという見方が存すを措くとしても、氏寺としては規模が大きく、創建瓦の年代も七世紀初に遡る8) 額田寺の創建については『聖徳太子伝私記』下の熊凝寺を額田寺に比定する説

一一五頁参照。 一一五頁参照。

- 大津註(73)論文。
- 六~三一九頁参照。 因としての「牧」の発展」(『荘園史の研究』上、岩波書店、一九五三年)三一匁としての「牧」の発展」(『荘園史の研究』上、岩波書店、一九五三年)三一牧が後に開墾により消滅する例については、西岡虎之助「武士階級結成の一要
- ①早川庄八「選任令・選叙令と郡領の「試練」」(『奈良平安時代史論集』上、①早川庄八「選任令・選叙令と郡領の「試練」(『京良平安時代史論集』と、「日本歴史」四七方、一九八四年)。③森田悌「畿内郡司と試練」(『日本歴史』四七所収の際の二九八頁補注も参照。②大町健「畿内郡司と試練」(『日本歴史』四七前収の際の二九八頁補注も参照。②大町健「畿内郡司と武練」(『行政部書店、一九八六年)の研究』「吉川弘文館、一九八四年)。『日本古代官僚制の研究』(岩波書店、一九八六年)の研究』吉川弘文館、二○○○年)も参照。
- 浅井勝利「畿内郡司層氏族に関する覚書」(『史観』一二九、一九九三年)。
- (9) 大津註 (73) 論文。

<u>89</u>

- 浅井註(89)論文。
- (『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)を参照。(92) 郡司任用方法については、拙稿「律令国家における郡司任用方法とその変遷」
- 米田註(78)表参照。

- 一小口雅史「安都雄足の私田経営」(『史学雑誌』九六の六、一九八七年)四七頁ともに注目される。
- 田部氏ほどには、律令官人、郡司、在地経営などのあり方は解明できていない。在地では相楽神社の奉祀との関係に言及しているが、史料的制約のために、額(5) 鈴木註(2)論文は、山城国相楽郡の郡領掃守連(宿禰)氏の歴史を検討し、

# 額田及び額田部氏関係史料集成(稿)

## 1 額田及び額田部氏の出自

(上略) 次天津彦根命、此茨城国造・額田部連等遠祖也。(下略)の『日本書紀』神代上宝鏡開始段第三の一書

### 002 | 古事記

市県主・蒲生稲寸・三枝部造等之祖也。〉(下略)中直・山代国造・馬来田国造・道尻岐閇国造・周芳国造・倭淹知造・高(上略)次天津日子根命者〈凡川内国造・額田部湯坐連・茨木国造・倭田

## 003『日本書紀』神功四十七年四月条分註

槻本首等之始祖也。百済記云、職麻那那加比跪者、蓋是歟也。〉(下略)(上略)〈千熊長彦者、分明不」知: 其姓:人。一云、武蔵国人、今是額田部

### 00『紀氏家牒』

群朝臣・馬工連等祖也。【のののでは、大野のいい

臣・馬工連等祖也。(15)家牒曰、家二大倭国平群県平群里、故称曰二平群木兎宿禰。是平群朝(15)家牒曰、家二大倭国平群県平群里、故称曰二平群木兎宿禰。是平群朝

| 献 | 天皇。 勅賜 | 姓馬工連 | 、令、掌、飼。故号、其養、駒之処 | 曰 | 生駒 | 〈又云、(16)又云、額田早良宿禰男額田駒宿禰、平群県在 | 馬牧 | 、択 | 駿駒 | 養 - 之、

額田駒宿禰男、□ □馬工御樴連。>

(20) 紀氏家牒曰、額田早良宿禰。(成信考、木兎宿禰二男也。)

□尋□父氏、負□・(母氏ヵ)姓額田首。(21)紀氏家牒曰、平群真鳥大臣弟、額田早良宿禰家□平群県額田里、不

国書刊行会、一九八六年)による。

\*番号は田中卓

「『紀氏家牒』について」(『日本国家の成立と諸氏族

005 『日本書紀』武烈即位前紀(参考)

進日 恐」違、太子所」期、 居 遣||媒人||向||影媛宅||期||会。影媛曾姦||真鳥大臣男鮪 …大臣平群真鳥臣、専擅『国政、欲』王』日本、陽為『太子』営』宮、 触、事驕慢、都無、臣節。於、是、太子思、欲聘、物部麁鹿火大連女影媛 遺」近侍舎人、 官馬為」誰飼養、 就.平群大臣宅、奉.太子命.求. 報曰、妾望」奉」待二海柘榴市巷。 隨」命而已。 久之不」進。 : 索官馬。 〈鮪、此云 茲寐 由、是太子欲、往 大臣戲言陽 了即自 期

00『新撰姓氏録』河内国皇別・額田首条

早良臣同祖、平群木兎宿禰之後也。不」尋言父氏、負。母氏額田首

007『新撰姓氏録』左京神別下・額田部湯坐連条

復奏之日、献『御馬一匹』、額有『町形廻毛』。天皇嘉』之、賜』姓額田部』也。天津彦根命子明立天御影命之後也。允恭天皇御世、被遺薩摩国、平』隼人、

『新撰姓氏録』左京神別下・三枝部連条

茎之草生」於宮庭、採以奉、献、 額田部湯坐連同祖。 顕宗天皇御世、喚『集諸氏人等』 仍負 姓三枝部造 賜 □饗醮、于↘時三

009 『新撰姓氏録』左京神別下・奄智造条

額田部湯坐連同祖

010 『新撰姓氏録』左京神別下・額田部条

同命 (天津彦根命子明立天御影命か)孫意富伊我都命之後也

明日名門命三世孫天村雲命之後也 011 『新撰姓氏録』右京神別上・額田部宿禰条

012 額田部宿禰同祖、 『新撰姓氏録』 明日名門命十一世孫御支宿禰之後也 右京神別上・額田部瓱玉条

013 額田部同祖、天津彦根命三世孫彦伊賀都命之後也 『新撰姓氏録』右京神別下・高市連条

014 『新撰姓氏録』山城国神別·額田臣条

伊香我色雄命之後也

015 『新撰姓氏録』山城国神別・額田部宿禰条

明日名門命六世孫天由久富命之後也。

016 『新撰姓氏録』大和国神別・三枝部連条

諸氏、 額田部湯坐連同祖、天津彦根命十四世孫達己呂命之後也。顕宗天皇御世 賜』饗醮、于」時宮庭有三茎草、献」之、因賜。姓三枝部造

017『新撰姓氏録』大和国神別・額田部河田連条

同神 天皇勅、此馬額如二田町。 (天津彦根命)三世孫意富伊我都命之後也。 仍賜 姓額田部連 也 允恭天皇御世、 献 額田

同神 018 『新撰姓氏録』大和国神別・奄智造条 (天津彦根命) 十四世孫建凝命之後也

『新撰姓氏録』摂津国神別・額田部宿禰条

019

同神(委文連条の角凝魂命または多米連条の神魂命か)男五十狭経魂命 之後也。

額田部宿禰同祖、 020 『新撰姓氏録』摂津国神別·額田部条 明日名門命之後也。

額田部湯坐連同祖 021 『新撰姓氏録』摂津国神別・凡河内忌寸条

天津彦根命五世孫乎田部連之後也 022 『新撰姓氏録』河内国神別・額田部湯坐連条

出 023 \自,\呉国人天国古,也 『新撰姓氏録』大和国諸蕃・額田村主条

024 『新撰姓氏録』逸文

田村主(中略)等是其後也。爾時阿智王奏、建一今来郡。後改号二高市郡 而人衆巨多、居地隘狭、更分「置諸国」。摂津・参河・近江・播磨・阿波等 (上略) 大鷦鷯天皇〈諡仁徳〉 御世、 拳」落隨来。今高向村主 (中略) 額

漢人村主是也

025 『新撰姓氏録』 大和国皇別・布留宿禰条(参考)

夷大臣、 地 男市川臣、 柿本朝臣同祖。 以「市川臣」為「神主。四世孫額田臣・武蔵臣、 天武天皇御世、 号、武蔵臣物部首并神主首。 大鷦鷯天皇御世 天足彦国押人命七世孫米餅搗大使主命之後也。 依:社地名:改 達二倭賀布都努斯神社於石上御布瑠村高庭之 因\_茲失,,臣姓,為,物部首。男正五位 ||布瑠宿禰姓|。日向三世孫邑智等也 斉明天皇御世、宗我蝦 男木事命

### 026 [国造本紀] 額田国造条

額田国造。志賀高穴穂朝御世、 和邇臣祖彦訓服命孫大直侶宇命定,賜国造。

### 2 皇族・王族名

027 『日本書紀』仁徳即位前紀

非之也。 毎御宇帝皇之屯田也、 宇天皇之世、 宇宿禰」曰、 子更無」如何」焉、 ·即率,,吾子籠,而来之。因問,,倭屯田, ·是時額田大中彦皇子、将」掌,倭屯田及屯倉、而謂,其屯田司出雲臣之祖淤 時大鷦鷯尊遣。吾子籠於額田大中彦皇子 是屯田者、自、本山守地、是以今吾将、治矣、 科二太子大足彦尊一定二倭屯田」也、 乃知,其悪、 「其雖」帝皇之子、非」御字,者不」得」掌矣、 而赦之勿」罪。 対言、 伝聞之、 是時勅旨、 |而令」知」状。 於三纏向玉城宮御 爾之不」可 凡倭屯田者 是謂山守地 大中彦皇 掌。

## 『日本書紀』仁徳六十二年是歳条

028

焉 之日 如 額田大中彦皇子猟三于闘鶏。 廬。 日 有一其野中一者何窨矣。啓曰、 仍遣,使者,令、視、 掘」土丈余、 以」草蓋:其上、 還来之曰、 時皇子自 氷室也。 敦敷『茅荻、取』氷以置『其上、既経 窟也。 山上 望之、 皇子曰、其蔵如何、 因喚、闘鶏稲置大山主」、 瞻 野中 有 物 其形 問

> 夏月,而不泮、 散、氷也 --于御所。 天皇歓之。 其用之、 自 即当..熱月 」是以後、 漬...水酒.以用也。 毎 」当:「季冬」必蔵」氷、 皇子則将二来其氷 至。于春分始

献

### 『日本書紀』 推古即位前紀

029

豊御食炊屋姫天皇、天国排開広庭天皇中女也。 |額田部皇女。姿色端麗、 進止軌制。 橘豊日天皇同母妹也。

幼

## 『日本書紀』用明元年五月条

030

日

処。 姫皇后之別業、 計而遣」守屋大連。》曰、 (三輪君逆) 穴穂部皇子即遺 守屋大連 隠於 是名「海石榴市宮也。〉。逆之同姓白堤与「横山」言「逆君在 二諸之岳。 是日夜半潜自 汝応』往討。遊君并其二子。大連遂率」兵去。 〈或本云、穴穂部皇子与﹞泊瀬部皇子 山出、 隠一於後宮 **介謂炊屋** 

□文額田部王給 031 『平城宮発掘出土木簡概報』 (二十三) 八頁 SD四七五〇出土 (八四) ・ (二六) ・三

八

3

氏人の活躍

032 『播磨国風土記』揖保郡意此川条

半死半生。爾時、伯耆人小保弖・因幡布久漏・出雲都伎也、三人相憂 下 田 申 意此川、品太天皇之世、出雲御蔭大神、坐-於枚方里神尾山、 |於此川|相壓。 於朝庭。於是、遺 作 |洒屋於佐々山へ 故号 壓川。 |額田部連久等々、令レ祈。 而祭」之、 宴遊甚楽、 既擽:山柏、 。于」時、 作二屋形於屋形 挂上带捶 毎遮二行人ご

### 033 **『播磨国風土記』揖保郡皷山条**

皷山。 昔、 額田部連伊勢、与「神人腹太文」、相闘之時、 打 鳴皷 |而相闘之。

故号曰:|皷山。〈々谷生」檀

## 33島根県松江市岡田山一号墳出土大刀銘

額田部臣□□□□大利□

### 035 『日本書紀』欽明二十二年是歳条

欺紿曰、 門。 故新羅樂」城於阿羅波斯山、以備「日本 葛城直等使」列:于百済之下:而引導。大舎怒還不」入:館舎、乗」船帰:至穴 復遣。奴氐大舎。献」前調賦。於「難波大郡、次」序諸蕃。 掌客額田部連・ 於是、 遺」問,西方無」礼使者之所」停宿処也。 修 ||治穴門館|。大舎問曰、為||誰客| |造。工匠河内馬飼首押勝 大舎還、国告、其所、言。

## 036 **『日本書紀』推古十六年八月癸卯条**

比羅夫以告,礼辞,焉。 唐客入」京。是日、遣二飾騎七十五匹二而迎二唐客於海石榴市衢。 額田部連

### 037 『隋書』巻八十一東夷伝倭国条

又大礼哥多毗従,二百余騎,郊労、既至,彼都。 (上略) 倭王遣二小徳阿輩臺 従 数百人、設 儀仗、鳴 (下略) 鼓角 来迎。 後十日

## 038 『日本書紀』推古十八年十月丙申条

之長い 新羅・任那使人臻\_於京。是日、命\_額田部連比羅夫\_為\_迎\_新羅客 以||膳臣大伴|為ト迎||任那客||荘馬之長」。即安||置阿斗河辺館 莊馬

### 039 『日本書紀』 推古十九年五月五日条

薬 臣為二前部領、額田部連比羅夫連為二後部領。 | 猟於兎田野。取||鶏鳴時||集|| 于藤原池上、 是日、諸臣服色皆隨。冠色 以一会明一乃往之。粟田細目

> 尾 各著.髻華。 則大徳・小徳並用」金、 大仁・小仁用い豹尾、 大礼以下用.

鳥

## 『日本書紀』大化元年八月癸卯条

040

遺

田部連甥 為 法頭 尼・奴婢・田畝之実、而尽顕奏。即以、来目臣〈闕名〉・三輪色夫君・額 寺 使於大寺,喚,聚僧尼,而詔曰、 不、能、営者、朕皆助作。 今拝…寺司等与…寺主、巡…行諸寺、 (中略) 凡自、天皇、至、于伴造、所、造之 験 僧

## 『日本書紀』大化五年三月甲戌条

041

流者十五人。 渠 | 〉雄・額田部湯坐連 坐 |蘇我山田大臣|而被\戮者、田口臣筑紫・耳梨道徳・高田醜 〈闕名〉・秦吾寺等凡十四人、被」絞者九人、 《醜此云』之

## **『日本書紀』天武十三年十二月己卯条**

会臣 道連・小治田連・猪使連・海犬養連・間人連・舂米連・美濃矢集連・諸 祖連・新田部連・倭文連〈倭文、此云、之頭於利」〉・氷連・凡海連・山部 連・掃部連・境部連・桜井田部連・伊福部連・巫部連・忍壁連・草壁 連・矢集連・狭井連・爪工連・阿刀連・茨田連・田目連・少子部連・莵 連・三宅連・児部連・手繦丹比連・靱丹比連・漆部連・大湯人連・若湯 大伴連・佐伯連・阿曇連・忌部連・尾張連・倉連・中臣酒人連 042 人連・弓削連・神服部連・額田部連・津守連・県犬養連・稚犬養連・玉 ・布留連五十氏賜」姓曰」宿禰

### 043 『聖徳太子平氏伝勘文』上

氏,之処云、大湯人連・若湯人連。文。又一所云、額田部大湯座連。 大湯坐・若湯坐事。 万葉集第三云、若湯座王歌一首。 文。日本記出 文。 諸家

### 044 『続日本紀』文武四年六月甲午条

薩弘恪、 勅 調伊美伎老人等、撰』定律令、賜」禄各有」差。 大壱黄文連備・田辺史百枝・道君首名・狭井宿禰尺麻呂、 参下毛野朝臣古麻呂、 |浄大参刑部親王、直広壱藤原朝臣不比等、 進大壱額田部連林、進大弐田辺史首名・山口伊美伎大麻呂、直広肆 勤広参土師宿禰甥、 直広肆伊岐連博得、 勤大肆坂合部宿禰唐、 直広肆伊余部連馬養、 直大弐粟田朝臣真人、 務大壱白猪史骨、 追大壱鍛造大 勤大壱 直広 追

### 045 『続日本紀』大宝三年十月癸未条

衣 天皇御二大安殿。 襲。又賜新羅王錦 詔賜ႊ遣□新羅□使波多朝臣広足・ 一匹・絁卅匹 額田人足、 各衾一

領

## 046 『続日本紀』和銅五年正月戊子条

…正六位下額田首人足、…並従五位下

### 047 『続日本紀』養老五年正月甲戌条

…各総十五疋・糸十五約・布卅端・鍬廿口。 経 又 百僚之内、 詔曰、 第二博士正七位上背奈公行文・調忌寸古麻呂、 文人・武士、国家所」重、 優」遊学業、 堪」為:師範 者公 医・ト・ 特加。賞賜、 ・方術、 従七位上額田首千足. 古今斯崇。宜属權於 勧√励後生#。 :: 朗

## 048 『続日本紀』天平十六年十月辛卯条

帰朝。 僧尼之事。(下略 悟為」衆所」推、 律師道慈法師卒。〈天平元年為、律師。〉法師俗姓額田氏、 是時釈門之秀者唯法師及神叡法師二人而已。 大宝元年隨」使入」唐、 渉 『覧経典』 尤精三論。 著二述愚志一巻、 添下郡人也。 養老 論 二年

## 『続日本紀』天平勝宝六年閏十月庚戌条

049

外従五位上額田部湯坐連息長授」従五位下。

## 『続日本紀』天平宝字二年七月丙子条

050

志・ 正六位上阿倍朝臣乙加志授。従五位下、 本姓額田部川田連也。 ・根連靺鞨・生江臣智麻呂・調連牛養・山田史銀並外従五位下。 是日、 以 |額田部宿禰姓| 正六位上額田部宿禰三當・ 便書|位記|賜」之。 戸 憶

## 『続日本紀』宝亀元年七月己丑条

051

部 今良大目 · 東人 · 子秋麻呂等六十八人賜 部 部 ・穂積部・調使部・伊福部・采女部・額田部・上村主・湯坐部・壬生 石上部・丈部・桑原部・置始部・宇治部・大宅部・丸部・秦部・林 |姓檜前・若桜部・津守部

## 戸令放家人奴婢為良家人条集解

貞云、放一家人奴婢一為」良日、其姓所司可」定、 官処分可」聞也、 〈在:跡記背。〉 臨時事故。 今行事、 主姓隨一部字一申 更不」可 送所司 ン奏者。 耳者。 私案

### 052 『大同類聚方』巻七十五 (参考)

額田薬。 三河国額田郡額田部連之方。知安連病大便下日久不止時々服:

### 知阿礼也美。 社 053 西乃久保薬。

中乃爛下流者也 前陰与利血下利或波如拳乃大爾塊利血数十下出天後腹痛不止流者是則胎 『大同類聚方』巻七十五 爾所伝爾而額田部連等乃家方也。 (参考) 大和国城上伊久子乃神社 孕女乃七八月乃頃卒爾腹大爾痛天 (式・忍坂坐生根神

「限北岑并額田部吉雄山」	八条九里三十六坪・十里一坪に所在する土地の四至記載	<b>解</b>	053 『平安遺文』二三一号延長六年十二月十七日内供奉十禅師禎果弟子等	□ □領無位高志連「継俊」   副擬主帳平群「糸主」	兼擬大領従七位上三嶋県主「宗人」 擬主帳額田部	郡判	058		自請詳   解其義、、累年疑滞、一時氷釈、遣唐之問、因   斯止矣。…	明法博士額田今人等、抄』出刑法難義数十事、欲」遣『問大唐』。永直聞」之、	従五位下守大判事兼行明法博士讃岐朝臣永直卒。…嘗大判事興原敏久・	057『日本三代実録』貞観四年八月是月条		坊。	河内国河内郡人式部位子従六位下額田首呰人、改,本居;貫,附右京五条三	05 『続日本後紀』承和十三年九月辛亥条		位上)額田部湯坐連長吉並外従五位下。宴竟賜」禄有」差。	天皇御」紫宸殿、垂」珠簾、覧」青馬。詔授」三品秀良親王二品、…(正六	05 『続日本後紀』承和七年正月甲申条		天長六年正月戊子条・外従五下→従五下、時に額田宿禰と見ユ	弘仁十三年正月己亥条・従六下→外従五下	* <b>経</b> 歴	明法博士外従五位下額田国造今足見ユ	05【令義解】附録 天長三年十月五日「応」撰「定令律問答私記」事」
		[] (		長保元年拾弐月拾玖日	□件利稲国符二百册束(之	当年利稲参拾束事『封』	東大寺 [ ] 返抄 山辺郡	62『平安遺文』四五八一号東大寺返抄		四至保証刀禰の中に「陰陽	06 『平安遺文』四五五〇号1		権行事右兵衛平群	行事内竪五百井	大領兼惣行事額田部 [1	天暦十一年十一月二十三日平群郡の郡判	66『平安遺文』二六四号天		擬少領大石	少領額田部「茂業」	大領豊科「安永」	検校河内	菅原	国目代平群「弟臣」	国司代内竪大中臣	郡判
		名)	□〔預ヵ〕堂達(草名)	玖日	件利稲国符二百冊 束(之内脱ヵ)、額田豊連所、進収納如、件、故返抄		南鄉	東大寺返抄		「陰陽寮史生正六位上額田真人国麻呂」あり	60『平安遺文』四五五〇号昌泰二年六月三十日河内国某田地売券				「茂業」	日平群郡の郡判	『平安遺文』二六四号天曆六年十一月二十五日安岑高村家地売券								擬主帳平群	

· 合□□ (一一○)·三三·三 ○一九	・東一君子 二 額田 □□□	06 【平城宮木簡】 一—一一三号 SK八二○出土	東三門 簽田 錦部 丹比□□ (一二六)・(一七)・三 ○一九東三門 額田 □□ (部々) (部本) (第4) (部本) (第4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	・合十人 五月九日食司日下部太万呂状 一八八・二三・二 〇一一	·東三門各務、漆部秦、北門縣 北府、服□(精z)(編z)	06   平城宮木簡】    ○○号 SK八二○出土		・各田口 (アカ)	66   飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報] (六) 八頁		・粳田 甘宅宮 64 『藤原宮木簡』 一一三六号	年十一月十日夜點了、非人老法師	本奥云、〈初校額田部日麻呂、再校葛城首麻呂〉移;唐草本;書舉、保延三  668 『平安遺文』題跋編一四五一号俱舍論疏卷一二奥書
1	·津守生火頭中臣廣成 生部□人	衛 宅部□万呂□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	衛 □部嶋□ ・葛木生 ・ 丈部嶋足 衛士 額田部小国 火頭若倭部足嶋 「額田部庸	072『平城宮木簡』三―三五二九号。		秦□万呂八   □占真立八 近衛	「種か」 「屋か」 「産か」 「種か」 「種か」 「種か」 「種か」 「種か」 「種か」 「種か」 「種	阿倍枚万呂八	071【平城宮木簡】三—三五〇八号。	・十月廿三日□□息主・□松成舎人従八位上額田部嶋国	070【平城宮木簡】三—三二六二号 SD四九五一出土	・ 額田部男龍	·□額田部男龍 ・□都田部男龍
- - - - -			組田部小国(額田部庸□)	三五二九号 SD三四一○・SD一二五○出土	(三三四)・(五八)・二 〇一九	水取継成八山口廣濱八	山口乙万呂一升二 二二 上毛野大八	升 二	三五○八号 SD三四一〇・SD一二五○出土	(一四五)・二九・二 〇一九	SD四九五一出土	(1三0)・111・10 0八1	七六  号 SD三  五五出土

073    平城宮木簡   四—四四一三号 SD四一○○出土		88【平城宮木簡】五─七四四九号 SD四一○○出土
	〇 九 一	額田部小廣 五十
*式部省移の横材木簡に多数の人名とともに見える□	<u>Д</u>	・ ────────────────────────────────────
○075 『平城宮木簡』四―四四八九号 SD四一○○出土	〇 九 一	□ ○九一各田ア林 (十三) 六頁 SD九○九二出土 (83 『平城宮発掘調査出土木簡概報』(十三) 六頁 SD九○九二出土
8000   平城宮木簡  四─四四九○号 SD四一○○出土	〇 九 一	· □ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
·□額田□□□ 四—四四九一号 SD四一○○出土	〇 九 一	・□□十三日史生額田□長三升 (二三三)・(二二)・三 ○八一(月ヵ) (省ヵ) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
○ □ □ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	〇 九 一	□□初位下額田部□□ (九七)・(八)・三 ○八一85『平城宮発掘調査出土木簡概報』(十九)一三頁 SD二七○○出土
079『平城宮木簡』四─四五○六号 SD四一○○出土 額 田々)□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	〇 九 一	· 八歲十月七日宇治 二六〇·(二八)·七 〇八一·召勝烈廝(額田マ諸羽(公嵯城五月·召勝烈廝(額田マ諸羽(公嵯城五月
□田部家万呂 (額ヵ)	〇 九 一	

· 長谷部 并十人 (一九七) · (二七) · 四 〇一一	· 二門 御田 三宅 額田部 白鳥	992『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十九)一五頁 SD五三○○出土	・□ 合十四人 受食一斗四升 (一七九)・一五・四 ○一九・山口 額田 額田部 大伴 下 出庭 阿斗	- ❷1『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十四) 一四頁 SD五三○○出土	・右十一人常食欲 二〇九・三四・三 〇一一	· □門 白鳥 安刀 長谷部 下乙兄 大蔵・□門 川合 額田 額田部 三宅 大伴 出庭の『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十四)一三頁 SD五三〇〇出土	・ 八月廿一日 (二六八)・三一・三 〇一九	・二門下 高 白髪部 右六人常食給申	88『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十四)一三頁 SD五三○○出土	・三門 川上 大私 合四人 (一三二)・一五・三 〇一九	·北門 額田 槍前 合四人。 88『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十二) 一三頁 SD五一〇〇出土	位下額田部 
		佐伯 大伴 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	・二門 雪 [画ヵ]	08 「平城宮発掘調査出土木簡概報」	・「一一・并九人		95『平城宮発掘調査出土木簡概報』	・下 并九人	ļ	・二十門 額田 阿刀 大伴 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	大伴 石九人	·二門常食給 川合 下 三宅938『平城宮発掘調査出土木簡概報』
		一四〇:二七・二 〇一一		『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十九)一五頁 SD五三〇〇出土	(一四二)・一九・三 〇一九		『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十九)一五頁 SD五三〇〇出土			(二十九) 一五頁 SD五三〇〇出土	一八三·一八·五 ○二	二門常食給 餌田 白鳥 額田部『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十九)一五頁 SD五三〇〇出土

	額田
ربد	103 『平城宮発掘調査出土木簡概報』(三十)二五頁 SD五三〇〇出土
·木上進糯米四科(各田邹逆)。「平城宮発掘調査出土木簡概報」(二十一)一〇頁 SD四七五〇出土)	額田□ ○九一四 『平城宮発掘調査出土木簡概報』(三十)二五頁 SD五三○○出土
・。各田部逆 七月四日秦廣嶋・。木上進 供養分米六斗	(組田臣□ ○九一年) 「祖田臣□ ○九一年) 「五頁 SD五三○○出土
108『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十一)一〇頁 SD四七五〇出土	七□□田部□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(三四八)・(二八)・三(八八一・額田児君)和銅八年八月十一日付川瀬造麻呂	10『平城宮発掘調査出土木簡概報』(三十)一八頁 SD五三〇〇出土
·佐保解)進生董武拾根107『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十一)一〇頁 SD四七五〇出土	· □□□□ (六九) · (二一) · 二 ○八一 (天平八年 <sup>3</sup> )
・嶋縣廣国従八无位国□ 一四八・一五・五 ○一一・ □額田大川道□国	99『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十九) 二○頁 SD五三○○出土
106『平城宮発掘調査出土木簡概報』(三十一)一七頁 SD五一〇〇出土	(三八三) · (八) · 三 〇八一
	□□ 大伴 □□ 額田 下 □□□□□□□□□□ 大伴 □□ 額田 下 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
10『平城宮発掘調査出土木簡概報』(三十)二五頁 SD五三〇〇出土	・今依□食□ (九五)・二四・三 ○一九
額田部	・二門 川合 額田
14『平城宮発掘調査出土木簡概報』(三十)二五頁 SD五三〇〇出土	<b>│ 99 『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十九)一六頁 SD五三○○出土</b>

(平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十七) 一七頁 SD四七五○出土

各田直持□□ (末呂ヵ)

110

一一○・一九・一 ○五

資人各田部連 ○九川『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十八) 一九頁 SD四七五○出土

## 4 額田寺および関連地名

112『聖徳太子伝私記』下 太子御建立の四六寺

同国平群郡額(田)部郷

熊凝寺 額田寺今額安寺也

今大安寺之本寺也

葉寺。又於『額田寺』年例安居行道。……於『奈羅東山河内山寺』常行』即仏』以為『恒務』。又於『奈羅城西山』造』方113『日本高僧伝要文抄』第三延暦僧録第五守真居士(藤原魚名)伝

14 『続日本紀』宝字元年七月庚戌条

莫片会,発逆之期,也。又角足与,逆賊,謀、造,田村宮図、指授入,道。…呂・巨勢苗麻呂・牡鹿嶋足、於,額田部宅,飲,酒。其意者為,令上此等人,…又問,佐伯古比奈、欵云、賀茂角足請,高麗福信・奈貴王・坂上苅田麻

## 5 畿外の額田・額田部氏の分布

#### 尾張国

115『平安遺文』九七号嘉祥三年三月二十二日尾張国符案・日下

大目額田首 (使)

主帳外大初位上勲十二等額田部(病)116『大日本古文書』一―六一三(天平六年度尾張国正税帳・海部郡部末尾

#### 参河国

117 『大同類聚方』巻七十五(62に同じ)(参考)

#### 載国

118『日本書紀』神功四十七年四月条分註

千熊長彦者、分明不ゝ知;其姓,人。一云、武蔵国人、今是額田部槻本首之

#### 安房国

始祖也。

119『平城宮木簡』 一―三三八・三三九号

上総国朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鰒六斤 〒平+七年+月□□□ (條)

四〇四・三三・四〇五

朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鰒六斤 天平十七年十月

三三 二八三 〇二

#### 上総国

120 『正倉院宝物銘文集成』

金光明寺封上総国周准郡額部郷戸主額田部千万呂細布調壱端=

| 広二尺四寸 | | 郡司大領外従七位上日下部使主山主 | | 長四丈二尺 | 専当 | 国司大目正六位上勲八等簣秦恵師麿 |

121【平安遺文】二四四〇号 上総国能勢村今富名坪付案

検田使書生大判官代額田 (在判)

#### 常陸国

话界下女? 逃亡仕丁…四人逃亡〈並常陸国、生部真切石、額田部小龍、土師広万呂、22『大日本古文書』十四―二八四《天平宝字三年六月二十九日作金堂所解

#### 迎江国

123天台座主記

七十七、臈六十二〉、同三年〈丙寅〉七月十七日入滅〈七十八〉。師主相応和尚、長意延昌等弟子。康保二年〈乙丑〉二月十五日宣命〈年第十七世権僧都喜慶〈三昧座主〉。治山一年。近江国浅井郡人、額田氏。

#### 天涯国

124 | 国造本紀] (26に同じ)

額田国造。志賀高穴穂朝御世、和邇臣祖彦訓服命孫大直侶宇命定,賜国造,

25『大日本古文書』 ――九・一五・二二 大宝二年御野国味蜂間郡春部

上政戸都布江安倍の戸口

戸主母額田部刀良売〈年六十二、次女〉

中政戸春部鳥の戸口

戸主妻額田部枚夫売〈年五十六、正女〉

下政戸石部宮麻呂の戸口

寄人額田部支奴売〈年卅五、正女〉

下政戸刑部書の戸口 大宝二年御野国本寶郡栗栖太里戸籍

売〈年卅四、正女〉、次姉売〈年廿八、正女〉、大海売児各田部麻墨売児物部加須弥売〈年五、小女〉、忍勝妹大海売〈年五十、正女〉、次佐々物部広世〈年卅九、一支廃、廃疾〉、寄人物部事比売〈年六十、正女〉、寄人額田部忍勝〈年卅二、正丁〉、嫡子小比知〈年二、緑児〉、忍勝甥

127 【大日本古文書】一の四八大宝二年御野国各務郡中里戸籍

〈年十七、少女〉、次意止売〈年十五、小女〉、次赤売〈年十四、小女〉

下政戸神直族安麻呂の戸口

寄人額田部在間〈年十八、少丁〉

#### 野国

128 『正倉院宝物銘文集成』

上野国緑野郡小野郷戸主額田部君馬稲調布壱端 広二尺四寸

#### 若狭国

129 『平城宮木簡』二―一九五三号

·□□里 額田部羊御調塩三斗

天平十八年九月□日

### 越前国

13『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十一) 三四頁・(二十五) 三〇頁

(今立郡中山郷)

・中津里右大殿御物俵

・一斛額田部□□手

一七七・一六・四 〇五一

四七四・五○・六 ○一一鳥取マ公手 直受鳥取マ衣女   □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	・。卅代□同里神マ廣嶋 若田□者衣女分進上入□ 天平勝宝四年=・。卅代□午年分直稲八束度与此矣□得人=不□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	・。□□里□□□□鳥戸□□田部□□ 女□可□□□□□= 33 宮内墨田遺跡出土木簡(『木簡研究』二一、一九九九年) 但馬国	・戸同真山小豆五斗 一七五・二三・五 〇三三・越前国加賀郡井出郷戸主各田部老麻呂 「平城宮発掘調査出土木簡概報」(二十二)三四頁(石川郡井手郷)加賀国	33 『大日本古文書』五─五四五 天平神護二年九月十□日越前国足羽郡司解 申伏弁百姓□
少領外従八位上額田部臣   少領外従八位上額田部臣	〈有」僧一躯」〉。前少領額田部臣押島之所」造〈今少領伊去美之従父兄也〉。新造院一所、在」屋裏郷中\ 郡家正北一十一里一百廿歩、建」立三層塔」也30『出雲国風土記』大原郡条	出雲郡杵築郷…戸主額田部依馬口額田部手嶋売〈年十五〉138『大日本古文書』二―二二四《天平十一年出雲国大税賑給歴名帳	出雲郡杵築郷因佐里…戸主額田部堅石口額田部忍尾〈年六十七〉出雲郡漆沼郷深江里…寡戸主海部首目列口額田部伊毛女〈年七十九〉出雲郡漆沼郷深江里…寡戸主海部首目列口額田部伊毛女〈年七十九〉	出雲国

	145	Kaz 411	Kozs	140	> <del></del>	<i>T</i>	140			1/1
146『平安遺文』金石文編四五一~四五三号兵庫県一乗寺丸瓦銘	美嚢郡横川郷…額田部真嶋(戸主)・広浜(仕丁)45『大日本古文書』十五―二五七 造束大寺司解案播磨国	隠伎国智夫郡 킑海藻六斤 一六四・二九・四 〇三一14『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十四)三八	院伎国智夫郡·小足軍布六斤 ○三一	143『平城宮発掘調査出土木簡概報』(十六)七隠岐国	済者衆。復「其田租」終」身。	石見国美濃郡人額田部蘇提売、寡居年久、節義著聞、兼復積而能散、所」	142『続日本紀』神護景雲二年二月癸未条石見国	口》(十九日移盆人都田帝羊事〈帝丁之房君居事衆愛太里芳主都田帝守城戸	(天平六年五月)	141『大日本古文書』 一―五八九 天平六年度出雲国計会帳
	戸主秦人広本の戸口…額田部牧刀自売、年陸拾陸歳、耆女19『平安遺文』一九九号延喜八年周防国玖珂郡玖珂郷戸籍周防国	· [	148『平城宮木簡』三―三二九五号 情中国	党を逮捕)	又備前国馳駅使健児額田弘則二人参着。其解文云、(下略・藤原純友の与47『本朝世紀』天慶四年九月十九日条	備前国	懶主額田部武末僧仁□	(四五三) 武末	頼田ア宗元施入奉	(四五二)

#### 長門国

『大日本古文書』 二──一三三 天平十年度周防国正税帳

額田部直広麻呂、将従一人、合二人、往来八日、食稲五束六把、酒八升! 六斗七升二合、 (天平十年十月) 廿一日向京〈耽羅島人廿一人、四日食稲卅三東六把、酒 塩一升六合八勺〉、部領使〈長門国豊浦郡擬大領正八位下

151 『続日本紀』天平十二年九月戊申条

塩三合二勺

今月廿一日:発渡。… ·仍差\_長門国豊浦郡少領外正八位上額田部広麻呂、将\_精兵卅人、以

152 『続日本紀』天平十三年閏三月乙卯条

…外正八位上額田部直広麻呂並外従五位下。

153 『続日本紀』神護景雲元年四月戊申条

長門国豊浦団毅外正七位上額田部直塞守献 | 銭百万・稲一万束。授 | 外従

五位上、任一豊浦郡大領

154 長登銅山跡出土木簡『木簡研究』一九

家原殿廿四斤枚

額田部龍万呂四月功

一四二二六・七 〇三二

155 長登銅山跡出土木簡『木簡研究』一九

額田部廣□十月

官

(一三〇) ·三三·六 〇三九

156 長登銅山跡出土木簡『木簡研究』一九

・家原殿冊

凡海部□□□ 黒毛草馬口額田マ赤人	157 長登銅山跡出土木簡『木簡研究』一九	・額田部□□ (-	
ĺ.,		九	
日置部廣足驪□口		(七九) ・三九・七 〇三九	
		九	

II		·銅駄馬丁		157 長登銅山	・額田部□□
馬秦草	安曇マ赤人で、矢田部縄麻呂	大神マ徳麿	凡海部□□□	長登銅山跡出土木簡『木簡研究』一九	
若桜部□麻呂□□□□□□嶋青毛草馬□□□	頒田マコ妹呂标毛草馬コヨ雪ココ 鹿毛草馬口額田マ少人 矢田マ少縫売驪草	赤毛草馬口額田マ石□	黒毛草馬口額田マ赤人	(簡研究) 一九	( <del>\</del> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	矢田マ少縫売驪草	矢田マ千依鹿毛口矢田マ□□身黒毛			(七九)・三九・七 〇三

1

讃岐国

・□員十駄十□領□□ 大野□ [入ゥ] 部ゥ]

天平二年壬月廿一日

九〇三・七〇・八〇一一

158 『平安遺文』四三七号寛弘元年讃岐国大内郡入野郷

戸主額田部並山の戸口

額田部並雄、年漆拾歳、老丁

額田部村主、年参拾歳、正丁

額田部安継、年肆拾歳、正丁

(中略)

額田部山道女、年陸拾歳、老女

額田部豊女、年肆拾歳、丁女

額田部吉女、年参拾歳、中女

額田部乙町女、年参拾壱歳

戸主ト部恵筆比の戸口

妻額田部赤壳、年伍拾歳、丁妻

戸主ト部志都麻呂の戸口

某戸の戸口 戸主大家部猪手の戸口 四〇 大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍 160 戸主丸部誦師丸の戸口 戸主凡乙永の戸口 検郭使額田 (在判) 159 『平安遺文』三六五号長徳二年七月二十五日大宰府左郭勘申状…日下 戸主中臣舎茂の戸口 戸主中臣当基の戸口 戸主讃岐豊岑の戸口 大宰府 額田部伊麻□□、年陸拾参歳、廃疾、 婦額田部乎太売、年弐拾漆歳、丁妻、忍鳥(猪手男)妻 **『大日本古文書』 一─一○一・一○九・一一八・一二三・一三七・一** 額田部安女、年肆拾歳、丁女 額田部虫永、年肆拾歳、 額田部元永、年伍拾歳、 額田部田永、年漆拾歳、 額田部筆、年参拾歳、中女 額田部茂丸、年肆拾歳、 額田部藤雄、年参拾歳 額田部歩丸、年肆拾歳、 手 弄 垂 正 正丁 寄口 某戸の戸口 史生従八位上額田部連君麻呂 戸主物部牧夫の戸口 戸主己西部直酒手の戸口 161 【大日本古文書』十四―二七〇 女額田部直阿流加売、年捌歳、小女 婦妾卜部犬手売、年拾弐歳、小女 婦額田部阿久多売、年弐拾弐歳、丁妻 中臣部哿泥、年伍拾玖歳、残疾、寄口 豊後国 妻額田部赤売、年肆拾漆歳、丁妻 弟卜部伊智麻呂、年参拾漆歳、正丁 妻額田部泥志売、年参拾弐歳、丁妻

天平宝字三年八月五日筑前国政所牒

上件二口、神山(牧夫の男)

戸主山部牛の戸口 162 『大日本古文書』 ――二一六・二一七 大宝二年豊後国戸籍

額田部多流美売、年伍拾陸歳、丁女、寄口

額田部真嶋〈年卅七、肥後国宇土郡大宅郷戸主額田部君得万呂戸口〉 163 『大日本古文書』二十五—一四五 丹裏古文書

天平勝宝二年四月五日

6 <b>額田・額田部関連地名</b> (平=平安遺文の号数、*は条里の里名)	<b>甘楽郡額田(部)郷</b>
山城国	
愛宕郡額田里*〔平一八〇二〕	越前国
相楽郡額田村〔平一〇八三〕	足羽郡額田郷
大和国	加賀国
平群郡額田郷	江沼郡額田郷
山辺郡額田邑	
	備中国
河内国	哲多郡額田(部)郷
高安郡三条額田*〔平四九〇四〕	
河内郡額田郷	備後国
	三谿郡額田郷
伊勢国	
桑名郡額田郷、額田神社〔延喜神名帳〕	筑前国
朝明郡額田郷	早良郡額田郷・額田駅
参河国	(高知大学人文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
新田郡額田郷 「新田郡額田郷	(一九九九年八月二六日 審査終了受理)
美濃国	
池田郡額田郷	
上総国	
周准郡額田郷	

#### A Study of the Nukatabe Clan: the History of the Local Elites in the Kinai Region

MORI Kimiyuki

The paper discusses the history of the Nukatabe clan which is related to the Nukata-dera temple on the map. The clan was based on the Nukatabe hills depicted on the map since the fifth century. They began to serve the Yamato authority with a horse-raising business in the sixth century. The clan also took care of the Nukatabe princess and was actively involved the Yamato government after she took the throne as Empress Suiko. Notably, the clan maintained their position as the lord in their homeland while working for the central government.

Under the ritsuryo legislation, the Nukatabe clan continued to serve the central government. At the same time, the clan acted as provincial lord in the Heguri county in the Yamato region. The Nukata-dera temple and its property were vital to the clan as they provided not only spiritual but also financial support for the clan.

This two-faced character of the clan's business was common among the clans based in the Kinai region. They worked for the central government as administrators, while maintaining their status as provincial governors in their homelands.